

第三十四回国会 衆議院 日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録 第一号

昭和三十五年五月十三日(金曜日)

午前十時二十六分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君

理事 井出一太郎君 理事 岩本

理事 大久保武雄君 理事 櫻内

理事 椎熊三郎君 理事 西村

理事 松本七郎君 理事 竹谷源太郎君

安倍晋太郎君 愛知 一君

秋田 大助君 天野 光晴君

池田正之輔君 鍛冶 良作君

加藤 精三君 嶋田 宗一君

賀屋 興宣君 小林 錦君

田中 榮一君 田中 正巳君

床次 徳二君 野田 武夫君

服部 安司君 福家 俊一君

保科善四郎君 毛利 松平君

山下 春江君 飛鳥田一雄君

石橋 政嗣君 岡田 春夫君

黒田 壽男君 戸叶 里子君

中井徳次郎君 帆足 計君

穂積 七郎君 森島 守人君

横路 節雄君 受田 新吉君

大貫 大八君 堤 ツルヨ君

出席國務大臣

外務大臣 藤山愛一郎君

國務大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

外務事務官 下田 武三君

(大臣官房審議官)

外務事務官 高橋 通敏君

(条約局長)

出席公述人

評論家 大井 篤君

東京大学名誉教授 大内 兵衛君

授 ジャパンタイム

ス社長 福島慎太郎君

評論家 松岡 洋子君

委員外の出席者

専門員 佐藤 敏人君

本日の公聴会で意見を聞いた案件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第六五号)

○小澤委員長 これより会議を開きます。この際、西村力弥君より、資料要求について発言を求められております。これを許します。西村力弥君。

○西村(力)委員 資料要求をいたしました。黒いジェット機U2は、氣象観測に従事してゐる、なお、昨年の伊勢湾台風の場合においては、ことに重点的に氣象観測をした、こういうことになっております。そうしますと、その氣象観測の結果というものは、氣象庁に当然通報になつてゐるもの、こう思われるわけなのであります。それで、米軍の氣象観測機のRB66、そういうような飛行機による氣象データの通報ではなく、U2による氣象の通報のデータを、全部というわけにも参りませんから、昨年藤沢に不時着をした九月二十四日、それ以前約一週間程度のU2から氣象情報を、氣象庁においてこの資料を整えられまして、御提出をお願い申し上げたいと思つて、御提出をお願い申し上げます。

○小澤委員長 ただいまの資料要求に關しましては、委員長において適當の処置をいたします。

○小澤委員長 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案、右の各件について、公聴会を開会いたします。

本日は、ここに御出席をいただきました公述人の評論家大井篤君、東京大学名誉教授大内兵衛君、ジャパンタイムス社長福島慎太郎君、評論家松岡洋子君の四君より、右の三件について御意見を承ることにいたします。

この際、公述人の皆様に一言ごあい

さつ申し上げます。

皆様には、いろいろ御繁忙のところ、御繰り合わせ御出席下さいまして、厚く御礼を申し上げます。

申すまでもなく、これらの案件は本国会における最も重要な案件でありまして、本特別委員会といたしましては、連日慎重な審議を続けておるところであります。今回学識経験の豊かな、しかも、本件に深い御関心と御造詣を有せらるる公述人各位より、貴重な御意見を承ることといたした次第でありまして、何とぞ忌憚のない御意見を述べただきたいと思つております。

なお、この機会に、本日の議事の順序等について申し上げます。午前中におきましては、御出席の四人の公述人各位からお一人当たり約三十分程度の御意見を順次開陳を願ひまして、午後になりましてから、委員から公述人各位に対し一括して質疑を申し上げることになっております。

なお、念のため申し上げますが、公述人の発言は委員長の許可を受けることと、また、公述人は委員に対して質疑することができないことになっておりますので、お含みを願ひたいと存じます。

それでは、これより順次御意見を承ることにいたしますが、その順序は、はなはだ勝手ながら委員長の指名によつてお願いしたいと存じます。

まず、最初に、評論家大井篤君にお願いいたします。(拍手)

○大井公述人 私は、二つの問題について申し上げたいと思つてゐます。第一は、新条約は日本に必要なかどうかという問題であります。第二は、新条約は日本に危険がないかどうかという問題であります。表面的には、各論論内容論にわたつて、この国会の内外におきまして活発に議論せられておりますが、その底流をなすもの、根本に横たわつてゐるものは、この二つの点がなかなか論争になつてゐるのではないかと私は思つてゐますので、この点を二つ、私拾ひ上げた次第であります。

第一点、新条約は日本に必要なかどうかという点でございますが、これは、日本が独力で対処できないような致命的な脅威が日本にあるかどうか、どうだろうか、こういう問題を考へてみたらわかるのではないかと、こう思つてゐます。遺憾ながら、日本と政体の異なる――われわれは議會主義の国でございますが、議會主義をあまり尊重しない政体の国があるわけでありまして、それから社会的信条、人生信条とでもいいますか、それが違つてゐる。客觀的事實の認定、歴史の史実の認定にすら、あるいは解釈とでもいいますか、そういうことにすら、われわれ日本人の大多数と違つてゐる考へ方を持つてゐる国もあるようでございます。価値判断が違つてゐる。そういう国がそういう体制――これは東西体制と大きく分けてみていいわけでありまして、そういう体制が二つあったからといって、それは必ずしも脅威ということにはな

らぬわけでありまして、けれども、もし、そこに、どちらかに侵略性があるとなれば、これは危険なことだと申さねばならないと思ひます。遺憾ながら、歴史、それから現実に共産側が準備しておりましたところ、ときどき彼らの外交的——これはおどしおどしな表現の仕方、そういうものの中、われわれはなかなか安心の出来ないものがあるわけでありまして、ここに、われわれは、歴史というものが、なかなか事実を言っているような感じがいたしますので、私としては、これは手放しにはいかないと、いうふうに感じておるのであります。

そこで、最近、平和共存ということが盛んにいわれておりますが、この平和共存ということは、主としてモスクワの方から唱えられているようにわれわれは思ふのであります。これを一番よくとめて論じましたものは、フルシチョフ首相の去年のフォーリン・アフェアーズの十月号に発表しましたオン・ピースフル・コイグジステンス、「平和共存について」という論文じゃないかと思ふのであります。それを私二、三べん読みましたが、それを説いた感じでは、先ほどの私の心配が、やはりどうしても払拭できないどころか、ますますそれを深めるような感じさせられるのであります。自分の方の体制を非常に自慢をしておる。それがいかにも、この事実の認定において、われわれの納得できないような点を堂々と主張しておる。何となくまあ、悪い言葉でいえば独善といったような点があるのではありません。それから相手側は、それを資本主義といつておるのであります、われわれは、これ

は実は、資本主義と社会主義の体制ではなくて、これは議会主義体制とそうでない体制、自由主義体制とそうでない体制というふうに分けて考えておるのであります。こういう点について、相手側を非常に悪く言っておる。さらに、そればかりではなくて、非常に曲解がある、不信がある、猜疑心がある。自由主義体制の方には戦争屋がある、報復主義者があるとか、そういうようなことを非常に言っておるようございまして、どうも、これはわれわれとして非常に脅威を感じるものであります。しかるにかかわらず、なぜ平和共存を唱えたかということ、フルシチョフ首相は非常にはっきり言っておりますが、水爆ロケットの時代で戦争ができないから平和共存をやるんだ、これは好むと好まざるにかかわらず、イネビタブルなことである、こういうことを言っておるのであります。これは逆に言いますと、水爆ロケットというものをこういうものを背景にして、まあ、日本もアメリカの水爆ロケットを背景にしておるような格好であります。NATO諸国しかり、こういうような団結があるということによって、初めてフルシチョフ首相をして平和共存を唱えさせているのだ。今日の平和は、水爆ロケットが平和をもたらししているのだという感じ方を、私などはさせられるのであります。そこで、われわれが、もし自由主義側が水爆ロケットのもとに団結を固くしていなかったならば、どういふことになるだろうかという不安がここに出てくるわけでありまして、これが、やはり新条約は日本に必要だと思ふ私の意見の、一部分ではありますけれども、理由であります。

そのほかに、私は、最近「長期継続闘争」という本を訳しました。アメリカではプロトラクテッド・コンフリクトという本であります。その翻訳をしながら非常に感じたことであるが、そこには、共産側の行動原則、戦術とでもいいますか、世界観とか、こういうものが非常によく書かれております。これを読みましてつくづく感ずることでありまして、彼らは戦術眼、戦略眼が非常に広い。そうして、必ずしも軍事力のみによつての脅威はやってこないけれども、やはり自分の方に非常に圧倒的に有利な体制になれば、軍事的な手も使うというようなことをその中に述べております。それから、相手側の分立政策をやるといふようなことを盛んに述べております。これは毛沢東の「持久戦論」なんかを見ましても、よく書いてあります。毛沢東が戦後の一九四七年に書きました「現在の情勢とわれわれの任務」という論文にも、毛沢東は、分離したところ、分離しておるところ、集中しているものをあとに分離して、分離しているものからたけと、いふようなことを書いております。共産側には、日本が分離しておるといふ体制はすく危険だといふふうな思ふようであります。こういう分離した体制で、向こうに攻撃の、たとえば攻撃の誘惑心を起こさせ、それがために、日本が火もとになって世界の平和を攪乱するものを作るようなことになったら大へんだ、こう思ふのであります。

それから、日本は、国力としましては、世界で大へんな力に回復しましたけれども、軍事力が非常に少ない。ところが、共産側は、先ほどのような平和共存体制を言いつつながらも、軍事力というものをなかなか準備しているのじゃないか、それも、しかも秘密裏に準備しているのじゃないか。たとえば、アメリカが軍縮会議なんかにおきまして国際警察といふことを持ち出すと、共産側は非常にきらいます。そうして、そのときに軍事スパイ、軍事スパイといふことを盛んに言う。これは、彼らが軍事力を使うという、それを意図しているのじゃないかというように疑いがさされるのであります。それから、この軍事力を心理戦、外交戦の武器として盛んに使う。たとえば、安保条約に關しましてソ連から日本に参りました覚書なんかにも、ときどきあることであるが、軍事的なおどしを使った文句が入つておる。それから一月十四日のフルシチョフの演説、あれは兵力削減の演説でありまして、どうか、われわれとしては平和の演説であれかしと願つた演説の中に、やはり軍事力の偉大さを誇示しておる。こういう点、日本のように軍事力の少ない国としましては、なかなか不安を感じざるを得ないと思ふのであります。

第二点は、新条約は日本に危険かどうかといふ点であります。いかに日本に条約が必要でありまして、もし、日本に命取りのような危険をこの条約が及ぼすならば、われわれは考え直さざるを得ないわけでありまして、そこで、この点を申し上げたいと思ふのであります。

一般に、戦争に巻き込まれないといふことを盛んに言われます。私は、戦争に巻き込まれないという観点から、この条約の価値を見るということとは同意なものでございまして。なぜかといいますと、たとえば、これはアメリカとソ連とか、中共とか、あいつ国との戦争において、日本のような地理にある国、それから、経済的にもそうでありまして、日本のような国が巻き込まれずにおれるだろうか、そういうような戦争が日本の周辺に不可避免的に及んでくる、これは日本が中立したいと幾ら願つても、それは避けられないことだ。それから、軍事技術の発達にそれに加つております。破壊力、射程、兵力の行動能力、おまけに、放射能といふようなものが入つてきますと、これは大へんなことであります。米ソ戦のようなものが起こりましたならば、日本のみならず、どこの国もなかなか戦争の圏外に立つことはできない。それから、それが核戦争に発展する可能性が非常にあるわけでありまして、核戦争の破局性については、私がここで申し上げるまでもないことではあります。従つて、戦争に巻き込まれないなんといふことは、砂にダチョウが頭を突つ込んでおるようなものじゃないかといふような感じがされるのであります。そこで、私は、アメリカとか、ソ連とかが戦争をするようなことを考へなければならぬと思ふ。その必要性の方が大事であり、その方法を考へることが大事である。それには、第一に、融和政策をとる方法、兵力引き離しの政策をとる方法があるわけでありまして、これは遺憾ながら、歴史において、われわれの世代において明らか失敗しておると私は思ひます。融和政策の失敗は、申すまでもなく、一九三八年、ベルヒスガーデン、

ゴードスベルグ、ミュンヘンに、あのイギリスの老宰相チェンバレンがわざわざ出かけてヒトラーと話し込んで、そうして、ついにあのミュンヘン協定なるものをもらって、それを持ってイギリスのロンドンの飛行場に着いたときは、イギリスの朝野は、彼を平和の天使のごとく歓迎した。ところが、それは結局はヒトラーを増長させるだけであつた。これは、戦後に取ったドイツの機密書類によつて明らかになりました。従つて、増長し、そのどのつまりは、翌年の一九三九年の夏、とうとうあの第二次大戦が始まつたわけでありました。融和政策というものは危険なものである。

それから、しからば、兵力引き離しはどうであるかという問題であります。これは、朝鮮戦争というものが非常にわれわれの教訓だと思ひます。一九四九年、ソ連は三十八度線の北方から、アメリカは三十八度線の南方から兵力を引きました。おまけに、アメリカ側は、アチソン國務長官が、一月、上院においても、外交協会においても、朝鮮半島はわれわれアメリカの防衛地域から除くという声明を出しておる。りっぱな兵力引き離しでありました。実に、兵力引き離しとしては模範的なものだと思うのでありますが、どうでしょう。その年の六月二十五日には、あの朝鮮事変の勃発があつたのであります。三十八度線を北から大軍が突破してきた。こういうようなことで、われわれがこういう方策をとることが危険であるとするならば、何がここに残るでありましょう。これは、私は、今世界がとつておる抑制、デターレンス、戦争の抑制、阻止とでもいう

方法、これはわれわれとして検討すべきだと思ひます。このデターレンスというものは、戦争をしなくてはならぬ、あなたは、そのしかけた戦争によつて大へんなことになりまふぞということ、そういう心理作用を相手に起こすことによつて、戦争を発生せしめようとする誘惑心、意思を抑えらるゝという問題であります。戦争が起きたら防衛するといふのはありません。もっと積極的な一貫的といひます。か、心理的なものでありますが、この抑制が今日とられておる戦争防止の方法だろつと思ひます。

そこで、しからば、戦争の抑制というものは成功の可能性があるのかという問題であります。私は、これはあると思ひます。ことに、これはまず第一に、共産側のコンセプト・オブ・ワー、戦争の思想というものを考えます。とわかつてくると思ひますが、共産側は非常に現実的でありまふ。あの国の指導者は非常に現実的でありまふ。ことに、戦略思想において現実的でありまふ。一体、国といふものは、エキスプーディエンスで働くものである。クマ公、八公がけんかをするときには感情で働くことがあるかと思ひますけれども、国家とか、そういう大きなオーガナイズしたソサエティは、利害、打算というものをちゃんと計算して行動をきめるものであります。それが、共産側はこの辺が非常に慎重である。力関係というものを計算する。それから戦争を進めるのには、戦争以外の、武力以外の手段を彼らは持つておる。彼らの戦略的ビジョンは西歐側よりうんと広い。時間なんというものはそう考へない。フロント・イズ・エ

ブリホニア、どこでも彼らは戦場として使うことを知つておる。そういうことでありまふから、彼らは、武力ではこれは引き合はなないぞということを感ぜたならば、決して出てこないという習性を持つておる。そういうのが、彼らとしてはほとんど習性といひます。レーニン、毛沢東、彼らがたびたびこれを實際の言葉でも言つておる。これは、教訓的に言つておる。これは時間がないからやめまふ。

それから、ことに核ロケットの持つ抑制力というものは、昔に比べると偉大なものになつておる。われわれの昔の古い軍事思想では考えられないほどの抑制力といふものが、今度出てきたわけでありまふ。水爆ロケット時代フルシチョフも先ほどの平和共存の宣言で言つたごとく、これが出てきたといふこと、これは抑制の可能性が非常にふえたといふことでありまふ。これは、史実に見ましてもはつきりしておると思ひます。これは例でございませうが、皆さんすぐ近いところを振り返つて見られればわかりまふように、アメリカが集団安全保障体制を作つておるところで、今までソ連が戦争をしかけたところがあるでございませうか。がっちりしたところは、ないと私は思ひます。この前朝鮮戦争が発生したとき、このごろ韓国で大政変があつて、韓国が大動揺したときに、前は兵力引き離しであつたにかかわらず、大戦争が起きた。今度はずつと平穏であります。あれは何を物語るか、これは私は抑制力といふものを非常によく説明しているのではないかと思ひます。この前の金門、馬祖の攻撃にしても、

それでございませう。あの金門、馬祖という問題は、アメリカの上院ではつきりきめたのは、澎湖島と台湾はつきり守る、しかし、金門、馬祖、オフショア・アイランズに対しては、大統領の裁量にまかせるといふようなアンビギュアスなところを残している。あゝ、いまいなところを残している。そこで、北京から見ますならば、あそこは案外アメリカは来ないかもしれないぞといふブルーパーディング、探索する余地を残しまして、そこで、すぐ上陸は危ないからといふことで、砲撃を始めてみたのではないか、これは私の解釈であります。そういうふうにおられるのであります。そうしたところが、砲撃が始まりましてから、アメリカ軍がやはり出て行つた。アメリカが確実に参画したといふことで、その後の情勢は、あなたの方御承知の通り、今日はついにあの辺ではあまり砲声もなくなつてしまつたといふ情勢、こういう点が、私は抑制というものが成功しているんだといふ証明になると思ひます。この反対の事例をどこにあげまふか。反対の事例を、私は、残念ながら寡聞にして、あげることでございませう。

それならば、今後はどういふことになるかという問題であります。今日、ソ連のICBMの力が非常に強くなつたといふことをいひますが、どうも私は、今日の情勢では、ICBMの時代におきましては、これがほんとうの本格的ミサイル時代になりまふと、どちらがよけい持つておつても、ある程度は余剰のものは、幾ら持つておつても、これは問題にならないと思ひます。ここにはいわゆるファイナイター、デ

ファイニットなものがある。最小限度のものがある。たとえば、ソ連には二百の軍事目標——これは都市も入れてあります。それをソ連が完全にやられるならば、再起不可能な状態になるといひまふ。西歐側は、都市は大きいが、それだけのものがもし両方にあるとするならば、それだけ撃ち合つたならば、両方とも足腰の立たない状況になります。それ以上のデティラウスといふものは余剰なものになる。だから、抑制力といふものは、こういう点からは十分きくと思ひます。

それならば、奇襲開戦によつて相手を初めにやつつけてしまつたらどうかという問題があるわけでありまふ。たとえば、これはソ連にも遠からずできるでありまふ。アメリカ側は、皆さん御承知の通り、最近、ポラリス潜水艦といふものが登場してあります。これは、たとえば、先ほどのソ連の二百の重要目標を、一発のポラリスで十分やれるのであります。一隻の潜水艦に十六発ずつ持つておるわけでありまふから、算術計算でいきますと十三隻、よけいにしても二十隻もあれば、アメリカとしては最小限の抑制力は十分持つておるということになるわけでありまふ。具体的なことを言つと、もっとたくさんありますが、これは時間的關係上省略しまして、こういう情勢が出てきたわけですね。それで、このポラリス潜水艦は、おそらく今度の予算で十四隻の予算が通過すると思ひますが、それくらいになつてしまひました。そして、それがすぐ役立つようになっておるが、そういうような時代にもう入つておる。

それから、これは日本とアメリカの協力の安全保障でありますから、アメリカ側を中心にして私申し上げますが、アメリカ側の抑制力を申し上げますと、元来は、局地戦力といえますが、地上兵力においては、ソ連側が圧倒的に強かったといわれておりましたのが、先ほど触れましたように、最近ソ連ではこの地上兵力を削減した。アメリカでは、こういうファイナリティ・ストラテジー(限定戦略)、カウンター・シティー・ストラテジー(対都市核爆撃戦略)というものが採用されるようになりましてから、いわゆる戦略抑制力といえますか、大きなICBMとか、そういうものを限定して、ある程度に抑えまして、その余剰の軍事能力を、フレキシブル・レスポンス(柔軟対応戦略)、いわゆる限定、抑制の方々に使うようになってきたという状況になってきましたので、こういう局地戦争に対する抑制力も、アメリカ側が非常に強くなってきた、私にはこういうふうに見えるのであります。

そこで、日本の一部には、共産側の武力が強いから、あまり共産側を怒らすようなことをやってはいけない、それで、この安保条約も慎重にやってくれ、という声の方々にありますけれども、こういうような観点にとらわれては、頭が縛られてしまつて、自分のほんとうの考えが出てこないじゃないか、そういうノイローゼといえますか、自分の恐怖心から一応解放された方がいいじゃないかと思うのであります。そして、もっとフリーに考えたらどうか、こういうふうにいるのであります。

私は軍事評論をやっておりますので、法律論とか、そういう人間の作つたものは、これからほかの専門の方が、きょう、あすにかけてたくさんおられると思いますから、そちらの方に十分聞かれたらいいじゃないかと思ひます。私の出て陳述したいと思ひますところは、こういった人間の作つた法を越えた、一つのローズ・オブ・ネーチャア、自然の法則、ローズ・オブ・プロビデンス、天の摂理——と言つた大きな言葉であります。もつと大きな戦略から論じてみたわけでありまして、しかし、それが案外国民の心配していることじゃないかと思ひましたので、ちょっと申し上げました。

陳述を終わります。

○小澤委員長 次に、東京大学名誉教授、大内兵衛君をお願いいたします。

○大内公述人 かぜを引いておりますので、あまり大きな声が出ないので、この席に呼んでいただいたことを光榮といたします。

私は、なぜ安保条約の締結に反対であるかを述べます。

私は、十一年前、安倍能成、仁科芳雄両氏とともに、平和問題懇談会なるものを作りました。この会は、今日までに四たびにわたつてその立場を表明いたしました。また、私は、一昨年来、憲法問題研究会なるものを組織いたしました。我々、官民後援両君とともにこの会の世話役をいたしております。この会は、憲法問題の研究を重ねまして、最近において、安保条約に対する態度を表明いたしました。この二つは、おの会の会員五十名内外の小さい学者のグループでございますが、僭越ながら、日本の学界をある程度に

代表しておると信じております。本日ここで申し上げることは、もちろん、私一個の意見でありますけれども、私自身は、できるだけ忠実にこの二つの研究会の意見を代表したいと考えております。

われわれは、十一年前、平和問題を討議いたしました。日本の一般的方向を定めまして、次に、朝鮮事変の勃発、サンフランシスコ条約の締結を前にいたしまして、日本の国是を三つに要約いたしました。一つは、日本は戦争をした諸国と同時に講和しなくてはならない、二つは、日本は世界の対立せる戦争勢力に対して中立を保つべきである、三つは、日本はいかなる国にも軍事基地を提供してはならない、この三つの原則は、日本が、昭和二十年、戦争をやめたときに、当然に決心しなければならぬ原則であつたのでありまして、そうしてまた、世界の人道主義の原理であります。たまたま昭和二十一年の憲法をもつてこれが確定し、そうしてこれが日本国民の意思として表明せられたのであります。そういう意味で、われわれは、新しい日本国憲法をもつてりつぱな憲法として守り通さねばならぬ。もし、それを改正するといふことは、それは、その憲法に基づく正当なる手続をもつてすべきであると決心いたしました。すなわち、右の三原則は、日本の正義の立場であると同時に、日本国憲法の規定及び精神であるという確信が、われわれの精神であります。われわれは、そういう意味において立憲主義者、そういう意味において民主主義者であります。しかるに、その後日本の進み方は、われわれの正しいとするものと多

くの点で反対でありまして、それを具體的に表明し、公然たる日本の国是としたものがサンフランシスコ条約と、それに付帯するM.S.A協定でありました。それは日本を中立から遠ざけ、それによって日本は軍備を持つようになりまして、同時に、アメリカの軍事基地が、占領強制によらないで、日本の領土内に置かれることになりました。すなわち、日本の独立が失われたのであります。他國の軍隊をもつて守られる國は、独立國ではありません。保護國であります。日本が保護國であるといふことは、一方においては、いろいろな基地問題において、M.S.Aの実施において、秘密保護法において現われましたが、何よりも、自衛隊と称する戦力が、日本の装備ではなく、アメリカ的装備によって増強せられたことに現われております。一つの國が、独立國であるか保護國であるかは、その國の軍隊の性質によって定まるものであります。日本の自衛隊は、外形上はもちろん独立でありますけれども、機能上はアメリカに從属してあります。

われわれが安保条約に反対するのは、それが右のようなサンフランシスコ条約よりは、もつと根本的な憲法違反であり、従つてまた、反平和主義であるからであります。第一に、このような条約を結ぼうとするならば、その交渉の前に、その内容について國民の同意を得てから、しかる後にやるべきであつて、まず秘密裏に交渉し、条文がきまつてから、それを議會で説明するというものでは、それは國民がいちう無用の疑問を抱くのもやむを得ないことであります。これは國民を無視する態度であります。しかし、重要な

ことは、やはり内容であります。サンフランシスコ条約は、もちろん軍事協定であり、平和主義に反するが、あれは戦争の結果として、勝利者の命令であるからやむを得ないという点もあつた。しかし、今度の条約は、日本の善意であります。そこでその反平和主義が露骨に現われたものと言えます。國民はその点を理解しないのであります。と申しますのは、一方では憲法があつて、それに反するからであります。平和憲法があつて、それに反するからであります。すなわち、これは、政府がみずから耳をおおつて、みずからの鈴を盗むものであるからであります。しかも、それよりも悪いことは、その持とうとする戦力が、巨大なる全地球的グローバルなものであるといふことであります。國民は、そういう兵力を必要とする大戦争を決して願つていないと私は考えます。日本國民は軍國主義を捨てたのであります。これについて、アメリカは、自分は軍國主義ではない、アイゼンハワーも、自分は軍國主義でない、岸さんも、自分は軍國主義でないと言つております。しかし、これはヒトラーも言つた言葉であります。話は、そういうことではきまりません。社会的事実によつてきまるのであります。一般にいつて、國民が自由にコントロールし得ないほど、それほど大きな戦力ができたときに、または、外國がそれについて現実に脅威を感ずるときに、その軍事力をさして、われわれは、學問的に軍國主義といふのであります。國を滅す軍國主義といふのは、そういう国力ふつり合ひな戦力をいう

のであります。日本の戦力は、安保条約によって、自衛を名としてアメリカと一体となります。そして今後今よりもますます大きくなります。そういう約束が安保条約であります。私の見るところでは、今の兵力でも、数量は戦前よりは小さいのは小さいけれども、戦力、すなわち破壊力としては、戦前の何倍かあります。そこで、これは数年のうちに何十倍になるかもしれない。これは兵器の性質がしからしめるのであります。それに対して、日本の国力はまだ戦前の倍にはなっておらないのであります。第一次大戦のときにおきまして、一人の兵を戦場に送るには、七人の銃後の人を必要といたしました。第二次大戦のときには、その五倍でありました。今後戦争が起こりますならば、これは十倍、二十倍となるでございましょう。すなわち、日本の軍国主義は明白であります。兵の勝敗は、必ずしも武器の大小ではない、経済力、精神力の大小であります。馬上天下を取るものは、馬上天下を失う。アメリカとともに持つ日本軍備は、日本にとっては身分不相応に大きいものであります。言うまでもなく、アメリカは世界最大の軍国であり、予算の六〇%をもって軍備をいたしております。世界の歴史の上で、こんな国はいまだかつてないのであります。日本の満州事変以後でも四五%の程度でありました。こういう世界第一の軍国主義と手を取って目的を一緒にすることによって、日本もまた軍国主義となるのであります。日本のような経済的、精神的な弱小国が、こういう大いにかぶとをかぶって世界の舞台に立つということは、たとえて申しますな

らば、私が横綱を張って土俵に出るのと同じであります。危険どころの問題ではなくして、こっけいでありませう。国民は心でこれを泣いておると思ひます。国民の反対の請願がなぜあのように大きいかは、このことを理解していただければ、わかると思ひます。一般に申しまして、地域的集団保障の制度は、今や、世界の大勢上、無用有害となろうとする傾きであります。世界が軍事撤廃または制限に動きつつあるのは、そのためであります。もちろん、この運動はそう簡単には実現いたしません。しかし、せつかく、軍備を持たない日本、水爆の被害経験を持つ日本、実践をもってこの世界に新しい方向を示すのが日本の使命であります。少なくとも、自国の国民の力をこの一方に貸して、相対する両陣営のどちらかの危惧を大きくするということを避けて、それを一般的な安全保障、すなわち、国際連合の理想への道への案内にせんとすることこそ、日本国憲法に盛られた国民の理想と思ひます。まさに世界がこういう方向に行こうとするそのときにあつて、日本がみずから有力なる発言の資格を放棄するのとは、せつかくの国民の理想の破壊であります。太平洋戦争における日本の敗北は、四百年前のスペインの敗北、六十年前のロシアの敗北、四十年前のドイツの敗北などに比較いたしました。も、国民として恥すべき大敗北でありました。これを全世界の文明に対する罪悪であると思ひ識して忘れないことが、新しい日本の道徳であると思ひます。日本のこの戦争の罪とは、具体的に

申しますと、日本が交戦国に与えた物質的、精神的損害のことでありませう。第一に、中国に対して犯されたもの、次に、東南アジア諸国に対して犯されたもの、第三に、アメリカその他のに対して犯されたものと、数え上げることもできるのであります。そこで、日本が世界に對し、文明に對して、今後恥じない国として立とうと思ふならば、アメリカに對して、イギリスに對してあやまる以上に、中国に對して、東南アジア諸国に對してまず謝意を表すべきであります。そういう意味で、サンフランシスコ条約は体をなしていない。これは、これらの交戦国の一部とのみの講和であつて、不公平きまざるものであります。インドがこれに賛成しなかつたのは、十分理由があつたと思ひます。ソ連、中国、以下多くの國がこれに反対したのは、当然であると思ひます。当時われわれは全面講和を主張して、こういう片面講和に反対いたしました。これは日本の正義のためばかりではなしに、実に世界の将来の平和のためでありました。このとき、日本とアメリカとが、世界に對して共同の誤りを犯したということが出来ます。あのとき、日本にとつては、中立主義と全面講和とは、同一の主義の表裏でありました。日本のそういう主義が、世界の冷戦の範圍を小さくし、中国の國際世界への加入のチャンスを与えるものであつたのであります。に、日本が片面講和をした結果、われわれの戦争直後の理想、従つて、日本憲法の精神が捨てられたのであります。アメリカとともに、外国、ソ連や中国や、インドや東南アジアの諸國からも、疑いの目をもって見られ

るようなことになつたのは、まことに残念であります。日本がそれを誤解だと幾ら言つても、彼らはみづからそれをそう考へがたいのであります。と申しますのは、彼らはたびたび日本人の侵入を経験しております。日清戦争、北支事変、日露戦争、二十一年カ条、満州事変、支那事変、太平洋戦争、しかも、そのたびに、日本または日本の支配者は、極東の平和を念願しと言つたのであります。彼らはそれはよく覚えております。役らは、日本が極東の安全平和を願うといつて大声を出したときは、あるいは國境を越えるのではないかというやうな危険をさへ感じておるかもしれません。こういうことは、口で幾ら争つてもむだであります。問題は、戦力の大きさであります。安保条約は、文官上、攻守同盟という形は避けております。しかしながら、日本の歴史的條件、地理的條件、その基地及び兵力そのものの構成から考えますならば、これを侵略的のものと解するのは、われわれにとつてはともかくも、彼らにとつては全くやむを得ないところでありませう。現にアメリカの飛行機がソ連の國境を越える力を持つておる以上は、それを誤りだと言つても、何とも仕方のないことではあります。

反省いたしますと、この日本が、一千万の支那人の台灣は國家と認めるといふほど尊重するにかかわらず、一六億の中国人の中國、九百万平方キロメートルの全中國を、何ゆゑ國家と認めないのか、それを、いつ侵略してもいい地域、すなわち平和条約外の地域と何ゆゑにしておかねばならないのであるか、この方を日本人は考へた方がいいと思ひます。これは、数千年來文化をもつた日本人、生活と文字の形を同じくするアジア人として、口にするも恥ずかしいことではないでしようか。いわんや、フィリピンや南ベトナムやビルマには賠償を払つて、あたたかな心を示しておるのにかかわらず、千万人以上の國民を殺し、幾百万ドルの損害を与へた中國に對しては、一文の賠償もせず今日に至つておるといふこと、これについて一人の正式の代表者を送つて罪を謝していないといふこと、そういうことをわれわれ國民は実に恥ずかしく思ふのであります。ほんとうの日本人の心は、そういう意味におきましては、今日非常に心苦しいものがあると思ひます。

私は、中國に對する日本の經濟的利益を考へますときに、この問題はさらに大きいものと思ひます。こういうことがいかに日本の經濟に不利な利益が起りつつあるかといふことを立証すること、そのことが、むしろ私の責任であると思ひますが、時間がありませんから、結論を急ぎませう。

要するに、私は、新安保条約は、日本が戦後保持した正しい理想、平和憲法に反するものと思ひます。このことを議論するのはばかげております。それについて、憲法第九條、憲法の前文、憲法公布の勅語、憲法についての政府の解釈、マッカーサーの解釈がすべてであります。これに對するいろいろの反對解釈もありません。学説は今日まで一つも動いていないと思ひます。政府は、サンフランシスコ条約實現のために、憲法解釈上の無理、行政上の

無理を幾つもいたしました。これは今や積んで山のごとくであります。たくさんな連憲の訴訟に裁判所は悲鳴を上げております。また、議会はそういう問題でいつも忙殺されております。世界どこの国にこういう例がありませんか。これは憲法に威信がないということ、国民が尊重しようと思っても、どの憲法を尊重していいかわからないことである。これはだれの罪であります。行政の罪でしょうか、政治の罪でしょうか、憲法の罪でしょうか。私は、無理な条約が行政上にはね返っておるためであると思ひます。そういう国は法治国ではありません。法治国でない国を支配するものは、もちろん暴力であります。私は、岸さんが暴力はよくないと言ったと思ひますが、こういう大きな無理を政治の上で持ちながら、国民に対してそういう教訓をたれまして、それは自己矛盾と響くと思ひます。

日本の裁判は、今や主要な問題についてその判断力を放棄するかに見えます。たとえば、砂川事件がそれです。たまたま、あの判決は、政治上やむを得ないことは憲法のほかである、従つて、裁判のほかであるという意味に受け取れます。こうなりますと、MSAに基づくもの、あるいは今度の安保条約に基づいてできる法律命令は、すべて裁判のほかにあります。そうして、こういう事件は今後非常にふえるに違ひありません。巨大なる治外法権を持つ国は、もちろん独立国ではありません。すなわち、安保条約は、日本の法治力を殺すものであると思ひます。私は、いい国とはいひ憲法を持つ

国、国民がそれをとつとつと、そこで憲法の解釈が、政府、裁判所、国民において一致している国、憲法の理想と政治の理想とが一致している国だと思ひます。いい国でなければ、いい国民ではない。いい国民でなければ、愛国的ではあり得ない。愛国的でなくては、強い兵隊はできません。どんなに大きな兵隊ができません。兵隊の精神に愛国の情熱が燃えていないならば、泥の軍隊であります。今日自衛隊はアメリカの兵隊に似ていますが、彼らが、アメリカ兵のような誇りを持っているというふうには、私には見えません。今日の士官は、戦前の桜といかりの誇りを持っているのでしょうか。そもそも、独立でない国家に、こういうものがあるであらうでしょうか。私は、政治家諸君が、国民の心のささえのために、この点を重く考えていただきたいと思ひます。

私は、右の意味において、安保条約改定に絶対反対であります。しかし、私は、私と異なった見地から、日本も軍隊を持つが、いい、アメリカと協同するがいいという意見があることを、よく承知しております。そして、それも一見識であるということを決して否認いたしません。そして、ことに今日、日本とアメリカとの経済関係、今までアメリカにこうむつた恩顧を考えますときには、ある程度これは実際の意見であると信じます。しかし、それならばそれとして、まず憲法を改め、国民の総意をそのように定めてから後、その実行に移すべきが順序かと思ひます。軍備に賛成、反対にかんにかかわらず、憲法改正が先、国民の了解がその次、そのあとでアメリカとの協定、そういう

う順序がほんとうの順序であります。それが民主主義の絶対原理であり、ぜひとも、議会はそれを尊重していただきたいと思ひます。サンフランシスコ条約も新条約も、順序がまさに逆であります。そういうことはアメリカには言いくいとお話もあるかもしれませんが、日本が独立国であるならば、いや、いやしくも独立を理想とする日本国でありますならば、まず、自国の主権者、国民の意思を定めて、しかる後に友邦の助けを請うべきであります。本来、アメリカは民主主義の国、無用と考えますならば、日本からでも直ちに兵隊を撤退した国であります。また、自分の提唱したウィルソンの国際連盟を簡単にポイコットした国であります。そこで、日本国がせつ々しくの安保改定について、もしもう少し考へていただきたいというふうにもみずから考へ、かつアメリカに申しても、それを少しも不思議ではないと、彼らは考へると私は思ひます。もちろん、それはいろいろのめんどうがありましようが、それはしかし、世界を相手として戦争をするよりは、よほどやさしいことである。日本政府は、日本の世界的使命と日本の正しい道を開くために、この解決方法を辞してはならぬと思ひます。私は、日本の議会が、この際一段の奮起を祈つてやみません。

私の言うようにして憲法改正の問題を先議し、しかる後に、あらためてアメリカと現在の安保条約の解消について交渉するというにすることのために、は、もちろん、政治、外交の面において、いろいろの手続を要しなす。こういうこと歳月をば要しなす。こういうこと

は、もちろん、複雑にして困難な問題であります。しかし、それにもかかわらず、私は、諸君がそれを切り開く道を知つておることをかく信じております。新安保条約の停止、サンフランシスコ条約のやり直し、中国との国交回復、そういう基本方針に日本を立て直すこと、それを、日本国民の一人として私は諸君にお願いし、かつその成功を期待します。(拍手)

○小澤委員長 次にジャパンタイムス社長福島慎太郎君にお願いいたします。

○福島公述人 安保条約の御審議の過程で、私の意見を申し上げる機会を与えていただきましたことを、光榮に存じます。忌憚ないお話をさせていただきます。安保条約は、もとより、でき上がつたときから平和条約と抱き合せてあつて、感心しないという話はありません。そういう面は、多分にあつたであろうと思ひます。だからだめだということになるかどうか。それに関連しまして私が思ひ出しますのは、日本の憲法制定当時のいきさつであります。これも押しつけの憲法だということをいわれたことがあります。私は、当時総理大臣秘書官を勤めておりました。当時の書記官長橋本さんが司令部へ出頭して、これが日本の憲法であるといつて渡された正副二通の英文の憲法に、受け取りを署名して帰つてきた、その署名するのを、通訳としてそばで見えておいたことがあります。従つて、ちょっとだいたひした憲法であるということだけは、私に関する限りは間違ひありません。だからといって、でき上りが気に入らないからといって、さりとてそ

の現在の憲法の原則がおかしいということは、われわれは考へていないと思ひます。憲法改正をすれば、改憲反対と言ひにきまつておるいろいろな情勢といふものは、憲法のでき上りが方々には入らなかつたけれども、その原則は、われわれの今日の憲法として、われわれの承認し得る憲法であるという考え方が広く支持されていると思ひます。安保条約についても、ふできのところはたくさんある。これ改良したらどうかという議論はありましようけれども、日米の安保体制というものが、全般的に国民に承認されてきたということは、憲法と同じように、今までは事実であつたのではないかと私は思つています。平和条約ができ、独立ということになり、これから、再建とか今後の生存という問題を考へる日本としては、どういう方向で国の安定をはかつていくか、そういうときに、われわれはアメリカとの協力によって日本の経済再建をはかつていく、独立の保全をはかつていく、大体そういう方式を、その当時は是認したのではないかと考へておられます。そういうことであればこそ、安保条約に関する論議といふものは、今日はいざ知らず、数年前は、安保条約改定論といふものが非常に盛んであつたのではないかと考へます。国会における当時の御議論といふものはよく承知いたしませんけれども、少なくとも当時の新聞論調その他は、安保条約改定論、改定論といふものが非常に盛んであります。あまりさかのぼつて言うわけにも参りませんので、とりあへず昭和三十三年の夏、岸首相のアメリカ行きの前夜から、各社の新聞の、安保条約に関する社説を、一応

念のために拾い上げて並べてみたのですが、ほとんど全部が、安保条約改定をしるという議論をしております。そして、その改定点をあげておられます。世の中をあげて安保条約改定論が盛んであったことは、ここ三、四年間、間違いない事実であります。

その調子に乗ってかどうか、その支持を受けてかどうか知りませんが、そのことかどうか知りませんが、政府は、アメリカとの間に条約改定を取り上げた。安保条約の改定点というものは、今日の改正案においては一応取り上げられておる、ほとんど全部改定せられておる。

そういうことで、安保条約の新しい改正案というものができて、いよいよ最終的な審議ということになりますと、議論は一転して、改定論ではなくて、安保条約不審論になったというものが、現状であろうかと思えます。少し皮肉で申しますならば、政府もいっつらの皮であるということが言えるのではない。そういう政治情勢の世の中、保守党と革新党が対立しておる世の中でありまして、安保改定問題というものは、その与野党両党の間において争われている。争われている間にだんだん形が変わってきて、改定論から不要論になるというふうなことは、わからないでもない。しかしながら、問題は、どうやって国民の安全を将来に期待していかうか、国民の利益と繁栄を増進していかうかという、国策をきめると申しますか、政治上の態度をきめる問題でございませ

す。政治問題として争われている間に、問題の根本が失われては困るといふことが、私も局外者の意見でございませう。政治問題と申しましても語弊があるかと思ひますけれども、与野党両党の間で問題と化して、少し俗な言葉で申しますれば、条約改定問題は政治的なフットボールになって、あつち

にけられ、こつちにけられしている間に、議論の内容が変わってくる。議論の内容が変わることがけしからぬといふことではございませぬけれども、私どもとしては、扱い方にいささか不安を持つ。いんや、これが与野党の間でなくて、政府・与野党の間、派閥の問題になって、扱い方が混乱するといふようになったのでは、――日本人は、国際政治がわかるかと言

われて、何を言ふかという返事をしたかったんだけれども、ちょっと言い出しかねた、そういうことを、私の友だちがロンドンで経験したという話を聞いて聞かせたことがあるのですけれどもわれわれは、国際情勢を、ほんとうにわかつておるのだろうかという疑問をやっぱり持たざるを得ない。岸内閣に反対するのは自由であります。岸信介さんに反対するのも勝手であらうと私は思う。しかしながら、岸信介に反対する、岸内閣に反対するために、事のついでに、安保条約をその道具に使つて、これに反対して目的を達しようといふことでは、問題の扱い方が違ふのじやないか。(笑聲、拍手)何か立場の都合で、国際情勢を都合よく解釈して、それを前提として安保条約の議論をしよう、そういうことは行なわれるかも知れませぬけれども、その都合で国際情勢が動いてくれるという保証は

ないのでございませう。われわれは、国際情勢を見よとなつて大東亜戦争に突入して、未曾有の敗戦を経験したこと、すでに一べんやっております。できれば、もうそういうことは繰り返したくない。

言葉がぞんざいで恐縮でございませうけれども、安保条約の改定といった問題は、一体どういふ事情でこうなつたのだらうか。三、四年さきには、安保条約を改定しようといつたところで、アメリカが受け付けるはずはなからう、改定々々という議論を盛んにしていけば政府が困るであらう、そういうことで、安保改定論が盛んであつたのだらうかと私は思ひます。政府が取り上げてみると、案に相違してアメリカが受け付けたといふことで、仕方がないから、今度は安保条約不審論といふこと

で攻めなければならぬといふことに、おそろくなつたのではなからうかと思ひますけれども、しかし、これでは国民が、安保条約を理解して支持しようか、反対しようかといふときに、困るのではなからうか。

安保反対の議論はたくさんあります。しかしその中には、安保条約即徴兵制度、それならば反対、安保条約即戦争、それならば反対といった、一種の感情的な中立論もたくさんあります。そういうものを差し引いてみますと、安保条約の反対論というふうなもの、つまり、せんじ詰めて申せば、ここで安保条約不要だといふことを言う以上は、アメリカとの協力関係は反対である、ソ連との提携によつてこれから国を立てていこうといふことにならなければ議論にならないと思ひますけれども、そういう意味の安保条約反対論

が、この国で大勢を支配しているとは、私は考えておりません。

そこで安保条約というものを、われわれは、何の必要があつて持つてゐるのかといふことでありますけれども、少なくとも、その目的は、国の安全をはかる、国民の繁栄をはかるといふことから、結局出発していると思ひます。われわれのこれからの判断も、すべてこれが原則にならなければならぬのではない。今日、わが国は、不幸にして世界で孤立している、月の世界にたつた一つある国といった状態ではございませぬ。世界情勢の中に生活せざるを得ない。政治もしくは外交問題としては、現在、そうしてまた、将来予見し得る国際情勢のもとにおいて、どんなふうにしてこの国を立てていくか、どんな方角でこの国を運転していくか、どういふ立国条件が、この国の目的のために、国民の利益、国の安全の目的のために適するかといふことを考えることが、当然安保条約審議の土台にならなければならぬのではないと思ひます。

くどいようでございませうけれども、すべての判断の基礎は、国民の利益、繁栄を前提として、国の安全を保障する方策と、安全度のより高い方に向かつていくという考え方で、判断されなければならぬのではない。問題は、国の政策の問題でございませう。個人の問題ではありませぬ。個人ならば、好ききらいはいろいろあります。利害関係もいろいろあります。場合によつては、個人は利害関係を超越して、全財産を投じて、一ぱくち打つても差しつかえない。自分が好きならば、全財産を投じて、一ぱくち打つても差しつかえない。負けたら負けたで、それであきらめるといふ手もござ

います。しかし、政治の問題としては、ばくちを打たれては困るといふことは、国民全部が考えております。絶対に、国の安全と国民の利益を、ばくちの対象にしては困る。絶対的な安全度といふものは、あるいは突きとめられないかも知れませんが、それならば、われわれの知り得る限りの条件のもとにおいて、最も安全と考えられる、最も国民の利益に合致すると考えられる方策を選ぶほか、ないのでありませう。

今日の世界は、冷戦の世界といわれ

ております。言わずと知れた、ソ連、アメリカの対立といふか、あるいは共産圏諸国と自由諸国家群との二大陣営の対立といふことでありませう。これからの日本が、どういふふうによつていくだろうかといふことを考える場合に、日本がインシテアチアをとつて、この二大陣営のどつちか、あるいはそれ以外の国に戦争を持ちかけるというやうなことは、一応ここで考える必要はございませう。それならば、われわれは、この国を将来どういふふうに向かつていくかといふことにならば、その二大陣営のいづれかに属するか、いづれかに加担するか、あるいはいづれにも属しないか、いづれにもくみしないか、この二つの行き方しかないのではない。われわれの日本が、国の政治制度として、支配的の制度として、共産主義的制度を取り入れ、ソ連、中共に加担して、いわゆる共産国家の一員となる、これも一つの案であります。共産圏国家の実例は幾らでもあるわけですから、存在しておる国もあるわけですから、これが案になら

ないといふことは、ない。しかしながら

ら、現在共産諸國の一員として存在している國々を通じてわかることは、その國の政治は、ソ連共産黨の指導を頂点とする統制のもとに生きていかなければならぬということであろうと思います。共産黨員にあらざれば人にあらずというのを、一応承認してかかるわけでありませう。ほんとうの意味における民主主義社会で、これがあるとは、私は思いません。また、おそらく日本国民の大部分も、日本の将来に適する制度だと思つてゐるとは、私は思つておりません。しからば、共産主義政治制度を取り入れないで共産黨の一員になる方法があるか、そういう國の実例はございません。ないのだらうと思つます。遠い将来のことはいざ知らず、さしあたりの問題として考えますならば、日本が共産國に加わる、それを國の方針とするということになることは、さしあたりはアメリカと手を切るということ、絶縁するということを意味するだらうと思つます。われわれは、人口九千三百万人を養う政治、經濟を維持していかなければならない。日本經濟の存立の条件というもの、やはり自由國家群を離れて存在し得るかどうかということ、もう少しまじめに考えてみなければならぬ。經濟、法律というものが、日本の将来にとっての要件であるということ、だれでも自覚していることである。のみならず、經濟以上の問題に政治の問題があります。われわれが今日かち得た自由、安保条約の問題をこれほどまでに自由に論議し得る自由、こういう政治というものを、私は民主政治だと思つております。この自由な民主政治というものは、われわれが、こ

の戦争の犠牲において獲得したものであります。失いたくありません。共産國に参加するということは、おそらくこの自由を失うことになるのじゃないか。ソ連で中ソ同盟条約の論議が、今日の日本のように行なわれたということ、聞いたことはあります。また、これは私の商売のことで申訳ございませんけれども、先般二カ月前に東京で開催されましたIPI、世界新聞編集者會議というものがございまして、その會議の憲法として、新聞の自由を持たない國の代表は、参加させないということになっております。李承晩の韓國と一緒にソ連の代表者も、参加を認められております。經濟条件から申しますれば、日本は、共産諸國になつて生存するといふめどは立たないと思つますけれども、申し上げた政治理念の問題は、われわれにとっては、それよりも大きな問題ではないか。日本が、今日まで何十年か知りませんけれども、いろいろ変転の歴史をたどつて、今日獲得したこの民主政治というものを統制政治に置きかえるという行き方は、これからわれわれの政治の問題として、賢い考え方だとは思つては、参りませう。私は、共産黨参加ということは、この國の将来の問題として成り立ち得ない、理屈はどうか知りませんけれども、私も國民の大部分は、これを承認しないであらうということを申し上げておるわけでございますが、それならば、中立はどうかという問題があります。

多少ここで話がそれて恐縮でございますけれども、一つの経験を上上げたい。私は、一昨々年になりますか、四年ほど前に、スイスへ、飛行機会社の招待で、同行十四、五人の日本の各方面の諸君と一緒に旅行したことがあります。こちらは、ただですから、見物に行つただけなんです、大したことは考へておらなかつたのですが、スイスの首都のベルンに着きましたときに、向こうの放送局から、日本からデレグレーションが来たんだからラジオのインタビューをする、代表者一人に出てきてもらいたい。しゃべる言葉の關係で私が選ばれて、放送局へ出かけていったのです。解説者を相手にして、今度の旅行の目的とかいふようなことを聞かれた。何のためにスイスに、これだけの同勢を組織してやつてきたかといふのです。ただだから来たと言ふのは格好が悪いですが、スイスは有名な觀光國であるから、見物に来たと言つたのですが、なかなか承知をしない。もう少しちゃんとした目的があつて来たのだらう、日本は、それくらいいいかげんない目的で、ぶらぶらと外國を旅行できるとした目的があるのだらうということをしきりに追及します。で、なまの放送でもありますし、あいつに困りました。そのときに一つ返事をしてみましたが、われわれ、日本に暮らしておるんだが、日本では、從來世界は二つに割れておると思つておつた、ところが、近ごろ、世界にはもう一つや三方があるのじゃないか、三つ目のグループというものが、あるのではないかと、このことが日本の中で論議され出してきたので、参考のため、大先輩たるスイスに見学に来たと返事をした。そうすると、若い人でしたが、その解

説者は形を改めまして、それはもつてのほかの心得違ひである、スイスをこゝから見物するということだから、よく見て帰るがいいけれども、スイスが、中立を維持するために、どれだけの犠牲を払つてきたか知つておるか、スイスの人口は四百萬である、動員できる予備、後備兵力は百萬である、スイスの上空にはジェット戦闘機が訓練のために常時飛んでおる、そのためには、スイスの中立というものは、アルプスに囲まれた天然の地理的条件によつて維持されておる、日本のような大國——と言ひました。大國が、スイスと同じような中立を維持できると思へない、こういうことを言つたわけ。この人の言つたことがほんとにうかどうか、日本は、スイスのような中立は維持できないのかどうかといふことを考へてみたいと思つたのですが、問題は、日本が中立を維持したいとするときに、中立國同士が因縁をつけてくるということ、まずあります。そうすれば、因縁をつけてくるのは二大陣營のいずれかである。日本の中立を否認するやうな手段に訴ふる連中があるかといふと、アメリカ側はどうかといふことになりませうけれども、アメリカの建國以来の歴史に徴して、まず日本に領土的野心を持つておるとは、ちょっと受け取りにくい。現在の日本の政治体制を、変更しようとする強制的なことは、ちょっと了解しかねる。われわれが今日維持しておる生活様式なり、政治理念なりといふものを變更させたいとは、アメリカはおそらく追つてくまい。ソ連、中共はどうであるか。鉄のカーテン、竹のカーテンのことでよくわかりませんが、格別日

本に対して領土的野心があるかどうか、おそろくないであらう。しかし、ソ連、中共いづれにしても、日本における共産主義運動の進展に興味を持つておると思つます。日本における共産主義運動が、中立になれば、若干そのひもの強さが強くなるということ、覚悟しなければならぬかと思つます。いわゆる國際共産主義で、全世界の共産化がソ連、中共の理想であるといふやうなことを、私自身は、それを間違ひないと言つておる材料を持っておりませうけれども、ソ連、中共の指導者の言動の端々には、そういうことではないかと思はれる点が出ております。少なくとも、日本の共産主義化には関心と興味を持つておる、共産主義化させたいと希望しておるということ、は事實である。孤立した場合に、日本が、それはいいかといふこと、が、さうはいかないといふこと、が、さういふとすれば、ソ連、中共との間には若干のフリクションは考えなければなりません。結局中立主義といふもの、日本の場合にとつては、なかなかむずかしい問題であるといふことは言えます。アジアにおける唯一の大工業國であります日本は、これが孤立しておる場合には、共産黨にとつては非常な獲物であります。興味の対象であります。平和攻勢時代であるから、さういふとほげた心配は、する必要はないといふ議論もありませう。世界は雪解けであるといふまぐら言葉が、はやった時代もあります。しかし、ソ連、中共の指導者たちの言葉を聞くまでもなく、共産黨の平和攻勢は手段であります。当分の間といふうちに彼ら自身も言つてゐるわけ。その間に經濟建設に邁進する必要がある

るからだと言っております。しかし、イデオロギー政勢はやめないので、ますます推進するのだと言っております。武装するにせよしないにせよ、日本が中立主義を採用した場合の情勢というものは、イデオロギー政勢の最大の目標になることだけは、覚悟してかからなければならぬのだと思ひます。

しかも、われわれの将来の状況を考へてみます場合に、中共の将来の発展というものは、どうしても勘定に入れておかなければならない。中共の資本蓄積というものは、何十年かの日時をかせば、あるいはさらにそれよりも早く、経済単位として成長するということは、私は当然だろと思う。日本が自由諸国家群とのつながりを持たず、東南アジアにおける自由諸国家群との経済協力とか、そういう面における用意が不足であれば、将来は、いつのことか私は知りませんが、孤立した日本の経済は、中共の経済にのみ込まれてしまふということは、覚悟してかかる必要があるのだろと思うのであります。

現実の政治の問題としては、共産圏傘下も中立主義も、必ずしも確信は持てないということが事実であらうと思ひますが、それならば最後の道はどうであらうか。自由諸国家群の一員としてやうにけるかどうか、それが日本の国にとって安全であるか、また、有利であるか、それが残されているだけであらうかと思ひます。そうして現在の日本はその道をたどつておる。さしあたりは、日米安保体制による安定の確保ということと、われわれの立国の基本にしておるといふのが現状でござ

います。これによつて、日本の生存のための経済的要件も充足しておる。最近の日本の経済状態がこれを有力に証明していると思ひます。われわれの世帯というものは、究極は国連の充足による安全の保障という時代がくるのでありましようけれども、そこにいけるまでは、当分は、日本は日米安保体制でやるほかはないと私は思つております。また、それならば、どういふふうな伸展を遂げつ、どういふふうな体制を維持しつ、この国は維持していけるかといふめどがつくと思ひます。長くなりましようけれども、もう一つ、

ここで私に思ひ出話をさしていただきたい。私は、今日は、各種各様のいろいろなくだらないことをやうに人間でありますけれども、昔、外務省に働いたことがあります。二十七、八年前、一九三八年でございまして、それほど前でもございせん。ワシントンで斎藤博さんがなくなつたことがあります。私はニューヨークにおりましたので、ほとんど斎藤さんの最期の枕頭にはべつたわけでありまして、斎藤さんは死にかかつて半分意識不明だといふときであります。支那事変が始まつて、相当日米関係の工合の悪いときでありましたけれども、斎藤さんの少なくとも私に対する遺言としては、アメリカ人のコモンセンスを信じろ、日本はアメリカに対していろいろな問題をこれから起こすのであらうけれども、その場合の考え方の基本として、アメリカ人の持つておるコモンセンスを信じろ、そういうことを私に言つて聞かしてくれたいことがある。私に関する限りは、このアメリカ人のコモンセンスを信じ切れてなくて、大東亜戦争に

突入して、斎藤さんの言つた遺言はいやといふほど思ひ知つたといふことであります。太平洋戦争の原因はいらうにありましよう。いろいろありましようが、その有力なものの一つは、当時われわれが世界情勢を見誤つたこと、アメリカは民族の寄り合い世帯だから、戦争になればばらばらになる、ヒトラー・ドイッチは世界を征服する、勝つ方に加担した方が得なんだといふコンプレックスから始まつたのじゃないか。今日ソ連がアメリカかと言つていけるわけでも、われわれはもう一度ここで、今度はわれわれ自身のコモンセンスを働かしてみたい。九千三百万の国民のために、最も安全度の高い国の方針をきめてみたい。常識的であることは、おもしろみが足りないかも知れませんが、国民生活の問題であります。民主主義に特有なまだるっこさがあります。しかし、国民全体が選挙権を行使する、選挙権の行使を土台とする自由主義的民主政治の方が、幾多の弱点はありますが、選挙らしい選挙をやらなないソ連、中共の政治に比べては、国民のための政治であるといふことは言えるのではないかと。そう思ふのは私だけではないと思ひます。

それと結論を申し上げますと、現在の世界の情勢下においては、日本の立場と必要を考へますと、日米の安保体制、その外交方針というものが基本としては安全性が多く、安定度が一番高い。安保体制を基本的には承認するといふことになりますれば、今日御審議になつておられますところの改定案といふものは、今日こゝまで参ります。政府ですか、与党ですか、よく知りませんけれども、手ざわそのものは、あまり芳ばしくないところも多々あるのではないかと。改定案と改定案といふものは、従前のそれより一段の進歩であることは間違ひありません。そういつても、今は改良の時期ではないという議論があります。前のままでいいじゃないかという議論であらうかと思ひます。それはソ連その他に対する思惑であらうと思ひますけれども、日ソ共同宣言にも、日米安保体制の存在を前提としていふまぐら言葉がちゃんとついておる。今さら安保条約がいかにぬという理屈は、ソ連との関係においては存在しないのではないかと。安保体制がいかにぬという理屈は、いかにぬといふ理屈がなければ、当事者が少しでも改良を加へたれば、国民の利益、権益に関する部分について規定が十分でないものについては改定を加へたり、あるいはこれがディフェンシブに、防衛的にできておる面が十分でない、もっと十分な防衛的な性格を明らかにしたい、そういったような改定の努力というものは、一応この改定案には見られるところであらうと思ひます。完全ではないでしよう。なぜこゝをこゝしなかつたんだという議論は、私自身も持つております。しかしながら、物事は、一歩改良すれば前のものよりは悪いといふことはできない。これは単純な理屈であります。悪い方へ戻れといふ理屈は、私どもは今日成り立たないと思つておられますので、一歩々々前進していく日米体制、そういう意味において、今度の改定案は支持されるべきものだと思います。また、長い目で見ましても、日本は、二大陣

営の対立の中心国であるアメリカに協力するといふことで、アメリカに対する日本の発言権といふものも、その弱気であつてはいかぬと私は思ひます。アメリカをして二大陣営間の戦争に突入させないように、日本の利益、日本の意見といふものを、もっとしっかりとアメリカに談じるといふ覚悟も持つ必要もあるし、そのためには、アメリカとの間の協力体制といふものは、日本にとつて、日本の最も必要とする平和の維持に近道であると私は考へております。(拍手)

○小澤委員長 次に、評論家松岡洋子君にお願いいたします。

○松岡公述人 先ほど委員長から、この問題は本国会で最も重要な議題であるといふことを言われましたが、その最も重要な問題を審議していらつしやるの委員会では、このように話す機会を与へられましたことを、私は大へんありがたいと思つております。もちろん、ここで申し上げることは、これは私一人の責任において申し上げるわけでありましようけれども、おそらく野党も含めて、皆様方があまり御存じない日本の多くのおかみさんたち、職場で働いている女性たち、あるいはまた、そこでニコソンをしているおばさんたちといふような人たちの会合に、この一年間ずつと出てきて、そういった人たちの持つてくる不安、あるいはまた、そういった人たちが何となくして機会があれば言いたいと思つておられることを、私はこゝで幾らか述べさせていただくことができるのではないかと考へております。(拍手)

昨年の初め、私自身も、この安保改定についてはわからないといふ一人で

ございました。政府の方は、これを對等な立場で自主的に改定する、私もなるほどと思つたと思つた。よくわからない。しかし、わからなければならぬ問題ではないだろうか。先ほど委員長が言われたように、最も重要な問題だということは、わからぬが、何となくわかつておりました。ところが、その時分に、よくこの問題について知っている方々から、専門家でさえも賛否両論があるのに、ましてや女にはわかるはずがない、そういったような議論も流れておりました。そのときに、私たちがわからない女は考えたのでございます。もしも、私たちのこの民主主義の社会というものが、ごく一部のわかつている専門家たちだけの意見によつてきめられるとするならば、これは民主主義ではないのではないかと。また、この国会にいらっしゃる皆様方、ここにいらっしゃるこの特別委員会の方々は、もう明けても暮れても安保の問題をやつていらっしゃるので、もちろん十分おわかりでしょうと思つたけれども、しかし、外交問題のあるいは専門でない方々もこの国会にはいらっしゃるのじゃないだろうか。そうすれば、私たちは一般の国民というものが、私たちの背後にいるわけではありますけれども、みんな一緒にこの問題について考える義務というものがあるのではないだろうか。そして、そういったような民主主義の義務であり、また権利である、そういったこの国民の立場というものを、この際、はっきり示すことこそ、私たちは民主主義を守つていけるのではないだろうか、そういう立場から、私たちは、この安保の問題

について勉強し始めました。その勉強し始めたときに、私たちのように、つまり、皆様方のように、戦前から教育を受けていらっしゃる方々でない一般の女性というものは、どこから手をつけていいかわからないということもありました。そのときに、私たちは、やたらにむずかしい専門書を読むというところが、必ずしも私たちにわからせてくれるのではないということも、わかつてきたのでございます。昨年の春ごろ、私たちに大へんに参考になりましたのは、宇都宮先生が中央公論にお書きになったものでございました。そういったようなものから、私たちはいろいろとこの問題について学んでいったのでありますけれども、しかし最後に、私たちは、この条約というものは、自分自身でこれは読んでみる以外にはないというふうな考えついたのでございます。ということは、民主主義というものは、これはだれそれがこう言うからいいのであるとか、また、自分は大へん利害関係のある人がこう言うから、これはいいに違いないと考えるものではなくて、私たち一人々々の国民が、全く自主的に考えていくというこの上から成り立っていると、私たちは考えたからでございます。

そして、私たちは、まず、現行の安保条約の条文というものを読んでみました。それはつまり、世の中とはこういうものだというふうな悟り切らないで、そして人の言うこととはうのみにしないでというような立場で、この現行の安保条約というものをよく読んでみたのでございます。そして、日本語で書いてあるんだから、私たちにわかるはずだという気がまえて読んで

みました。この条約は押しつけられたものである、私たちがそのように思つておりましたが、この前文を読みまして、実にびっくりいたしました。これは、日本の方が希望して、アメリカに軍隊を置いていただくということが書いてあったこととでございます。条約というものは、私は、なかなかこれはばかにならない、ばかにならないどころではなくて、だまされてはならないものだということをつくづく感じました。それともう一つは、ここで政府の方も、押しつけられていたのだから、今度は對等に、自主的にとおっしゃる。私たちがその通りだと思つていたのでありますけれども、この政府が取りかわされた現行の安保条約に、こちらから希望するということが書いてあれば、世界のほかの人々が、つまり、日本の内情を知らない人々が見たときには、明らかに日本が希望して、アメリカがそれに乗つてきて、そしてここに在日米軍がいるというふうなしかと得ない文章だということ、これは大へんに、私たち何も知らない女としては、びっくりせざるを得ないこととでございます。そういうことを知つてから、これはともかく用心して読むに限るというふうになつてきたのでございます。

それからもう一つ、その当時、つまり、昨年の春ごろでありましたけれども、この改定される幾つかの点が発表されて、そして現行の安保は無期限であるから、従つて、今度は期限をつけろ、そういう言葉で出されれば、こまにその通りだと私たちが思ったのでございます。それでは現行の安保条約のどこに無期限と書いてあるのだろうかかと思つて、また一生懸命に読んでみました。ところが、前文の中には「暫定」という言葉が出てきたのでございませう。そして第四条を見ますと、そうすると、無期限とは決してないということに気がついたのでございます。これは一体どういうことなのであらうか。そして、その第四条を今さらここで読むまでもなく、皆様たち御承知だと思ひますので、省かせていただきますが、第四条を読みまして私たちが考えたことは、これが改定されるとするならば、そうすれば、これは冷戦緩和の方向に向かうように改定される以外に、この現行の安保が改定される道はないのではないかとということに気がついたわけでございます。ということは、国連が取つてかわるような措置ができたときと両国政府が認める場合、あるいはそれに類似するようなこの措置がとられた場合、そうすると、今度は私たちは、そういったようなややこしい言葉ではわかりにくいので、では具体的にいったらば、これはどういふことなのだろうか、また考へてみたのでございます。具体的にいへば、国連に警察軍ができたとき、それがときにはないだろうか。その次には、たとえばここで相對立している日米中ソというものが、不可侵条約というふうなものを作るような、そういった状態をさしているのではないだろうか。これ以外に、こういった方向に向かう以外に、この安保の改定のしようはないのではないかとこのように考えたのでございます。

そして、この冷戦緩和の方向へ、平和の方向へということ、私たちが日本の女といひましては、これは言うまでもなく、もう戦争はしたくない、絶対にしてはならないという立場からあることは、これまで申すまでもないことだと思ひます。それは、私たちが大へんひどい目にあったということ、二度と再びあつたこととはしたくない、それからまた、私たちの子供たちにもあつた目には絶対にあわせたくないという、大へんに強い願いからあることは、言うまでもございませう。しかし、もう一つ、ここで私たちが今度考え及びましたことは、私たちがだけがひどい目にあったから、これは絶対に平和の方向に向かなければならないということだけではなくて、あの戦争によつて痛められた実に多くの人々がアジアにいる。その人々をまた再び痛めつけてはならないという立場を、同時にとらなければならぬというところに気がついたのでございませう。

私は、八年前にビルマへ参りました。八年前というのは、それは戦争が済んでからすでに七年はたつておりましたけれども、日本の女性がビルマを訪れるというふうなことが、まだあまりなかったときのようでございます。私がパスポートを出したところ、が、若い、これを監査するビルマの官吏が、私が日本人と知るやいなや、パスポートはほつぱり出して、そして戦時中に日本の軍隊がどんなにひどかつたかというのを、長々と話して聞かせたのでございます。それと同時に、日本の落とした子について触れていきました。そのときに、私は、一体何とこの人に答へようかと思つたのです。ごめんなさいということとを言葉で言うことは、大へん簡単で

ございます。しかし、私がただそこでごめんなさいと言つても、これはよくなる問題ではない。日本に帰つてきてから、日本が今後とも平和の方向に向かうように、一市民として努力すること以外に、このごめんなさいという言葉は言い得ないのだというのを、このときに非常に強く感じて参りました。そして、この戦争の傷跡というものが、どんなに深く、広く残るものであるかという事は、ビルマ、それからインドネシアの友だちと話合つたときに、またつくづくと感じさせられたことでございます。中国のことについては、今までにもうすでに触れられておりますが、たとえば、昨日の毎日でしたかに出ておりました宮沢俊義先生の随想にも、そのことが非常にきつかりと出ておりました。そういうたようなことを私たちは再びしたくない、自分たちがひどい目にあつたことがいやだけなわけではなくて、アジアのほかの人々を絶対にひどい目にあつたような立場に置かせてはならないということ、を、非常に強く感じながら、この新条約というものを見ていったのでございます。これが冷戦緩和の方向であるかどうかというふうにして、私たちこれを見て参りました。

しかし、調印前には、もちろん、この条約の本文は発表されておりませんでしたから、私たちは新聞記事によつてこの問題についていろいろと考えてきたわけでございます。そのときに、このバンデンバーグ決議というふうなことに付いても、私たちは知ることがなつてきました。つまり、アメリカが軍事体制を作る場合に、よその国と同盟する場合に、自分の国が負う義務に見

合う義務も相手国は負わなければならぬ、アメリカにすれば当然なことだろうと考えたのでございます。しかし、それでは、私たち日本人が負わなければならぬ義務というのはいくらなんでもうことなのであるか、現行の安保には、日本が漸次軍備を増強していくことを期待するといふふうに書いてあります。期待するといふ、ごくやわらかな言葉であつたのにもかかわらず、ロッキードまでも生産するようになったこの八年間を振り返つてみますと、これが義務づけられたときには、一体どのような格好になるのだからかといふことは、私たちに大へん大きな不安を巻き起こしました。軍備強化が義務づけられてくる、そして、その中で最も自主的であるといふような言われ方をされておるNATOを見ました場合に、これらの国々には徴兵制度があるといふことを私たちは知りました。あるいはまた、機密保護法もあるといふことを知りました。私は、戦後ヨーロッパにも何回か行つておりますが、この間オランダへ参りましたときに、やはり、これはNATOの加盟国であるオランダで、若いおつこを持つているお母さんたちが、どれほど十八カ月の兵役期間といふものを重荷に感じ、悲しいことに感じておられるかといふことを、母親の一人として、私は身にしみてきたのでございます。そういうたようなことには絶対になりたくない、そういうたような方向にどうしても向かわざるを得ないのではないだろうか。もちろん、憲法の範囲内であるといふことは書いてあります。すぐ、あすにも、こういうやうな状態になるとは、私たち思つておりません。しかし、よもやといふよ

うなことが戦後あまりに起こり過ぎたのではないだろうかといふことを、私たち、戦後の歴史を知っている者だけに、そういうふうにするのでございませう。一切の軍備を廃棄するといふたあの一九四五年から、戦力なき軍隊という状態に変わり、そして、小さな核兵器ならばついても憲法違反ではないといふやうな、そういうたこの十五年間の推移といふものを考えてみますと、私たちは、よもやといふやうなことで安心してはいられないといふやうな不安にかきたたれてきたのでございませう。そして、これは何としてでも、この私たちの力でそういつたやうな方向を食いとめていかなければ、私たちの国はしあわせにはならないといふことを、日本の婦人ならば、私は、だれしも非常に強く感じていることだと思ひます。

しかも、この大へん重要な段階になりましたときに、黒いジェット機の問題が浮かんできました。これは、昨日のこの審議でも、あるいはその前の審議でもはつきりといひましたように、日本に三機あるこの黒いジェット機の使用については、アメリカは、日本については、これは絶対に気象観測だといふやうなことは申しておりますけれども、しかし、去る九日のハーター國務長官の声明によりますと、今後も続けてこのスパイ行動といふか、情報活動をするといふことは、あまりにもはつきりと言ひ切つておるのでございませう。しかも、この飛行機が日本にいるといふことに對して、この二、三日の新聞は大へんにその不安を訴えて、そして、これは何としてでも、私たちの中から出ていってやらなければ

ば、大へん不安でしようがない、つまり、私たちと関係のない事柄で私たちが戦争に巻き込まれる危険性といふものが、これほど強く象徴的に浮かび上がつてきたことは、このところあまりなかつたように思ふのでございませう。社会党は、この際、ぜひ出ていってもらいたいといふやうな申し合わせをしたやうであります。私たちが、与党の皆様方にも、この際、ぜひ出て

いってもらいたいといふことを言つていただきたいと思ふのでございませう。なぜならば、そういうやうなことを私たちがはつきりと言ふことこそ、日本の自主性を高めるといふことではないでしょうか。この問題について、たとえば、パキスタンの大使はアメリカ政府に抗議したといふことが出ております。パキスタンは御存じのように、SEATOにもCENTOにも入つていない国でございませう。その国が、この問題についてははつきりとアメリカに對して抗議をしてはいる。しかしこの二、三日の新聞を見ますと、ワシントン駐在の日本大使館は、何らアメリカ政府に抗議してはいないらしい。また、アメリカ國務省からの情報を見ても、日本からそういうたやうな抗議は受けていないといふやうなことになるやうなと、今後、この事前協議といふやうなことのことで、私たち、これはどう反対していることにまでノーといへないといふならば、今後ともノーと言へないのじゃないかといふ不安が大きく出てくるのでございませう。(拍手)自主性といふことは一体何なのであるか。つまり、アメリカの言うやうになるということではなくて、日本が日本の独自の立場をとる、そして、独自の立場をとると

いうことは、外交の問題といたしましては、自分たちのマナー・ペラビリティと申しますか、ともかく動ける余地をできるだけたくさんとるということこそ、これは一國の外交の自主性といふのではないだろうかといふふうに私たちが考えてきたのでございませう。

それからまた、ただ反対するばかりでは能かない、まことにその通りだと思ひました。そして、それでは対案は一体どういふことなのか。もちろん、私たち、全くのしろうとでございませうし、こういつたことについては全然知識も學もない者ではございませうけれども、しかし、もしも私が議員であるならば、あるいはもしも私が日本國の政府の代表者であるならば、一体どういつたやうな対案ができるだろうかといふことについても私たちが考えてみようじゃないか、大へん大それたことのようにありますけれども、しかし、私たちが、これがいか悪いかと判断する場合には、それでは一体自分がどう考えるかといふことがなくてはならないといふ立場から、そのようにも考え及んできたのでございませう。そして、その中で、ほんとうに平和で、ほんとに自主的な方向といふものは何なのであるかといふことを考えておりましたときに、それこそ、この世間なれしない私たちの仲間が言ひましたことは、こういうことでございませう。アメリカと戦争したのは四年であつた、中国を私たちが侵略して、そして脅かしたのは十五年間であつた、しかし、私たちは、それなのににもかかわらず、アメリカにすでに十五年間ここに駐留されている、そして、今後この条約ができれば、さらに十年、少なくとも

も十一年いられるということになる、二十六年間、つまり、これは一世紀の四分の一以上になるわけでありまして、けれども、これはまことにおかしいことではないのかというようなことから、なるほど、そう言われてみればおかしいことに違いない。それと同時に、私たちが東南アジアの人々と会うときに、日本が従属的な植民地であるというようなことをよく言われて、いつでも反駁するのでありますが、あるインドの人が、私が反駁したときに、こういうことを言ったのであります。自分たちの経験からすれば、外国の軍隊が駐留しているということは、これは植民地の状態なのである、そして、日本がそうであるから、自分たちもそう思うのだという言ひ方にあつたときに、私もはたとさせられました。つまり、あの平和条約で、もちろん私たちは独立国家になったというふうに考へておりましたけれども、しかし、世界の今まで植民地であつた國の人々は、そういうような常識ではものを判断してはいないということも、これはやはり私たち知らなければならぬことなのでないでございましょうか。

このように、日本がまた一方的に締めつけられていくというようになりましますと、一体、今後中国との関係はどうなるかということは、これは私たちにとても非常に大きな問題でございまして、このことについては、たとえば、すでに三月から軍縮会議が開かれておりますけれども、ついでこの間の新聞によりましますと、ネール首相とドゴール大統領との会談の中で、ネール首相が、中国の参加なくしては軍縮の議決というものはあり得ないということを

言われておる。アメリカでもやはり同様な考えが出てきているということ、最近日本を訪れたアメリカの友だちからも大へんたくさん聞いております。たとえば、国連に代表として出てくるアメリカの人たちのほとんどすべては、この中国の参加なしに軍縮というものは考えられないと言っているものでございまして。そうやって参りますと、この軍縮会議が何らかの成果を持たなければならぬし、持つようになつていくだろうと思うのでありますが、その中で中国の参加ということが考へられてきたときに、一体日本はどうなるのだろうか、アメリカは御存じのうちに、ジュネーブで、それからワルソーで中国の大使級との会談というものをずっと継続しております、公式な線と中国と話し合いを進めるといふことが可能な状態でございます。しかし、日本の場合には、大へんふしあわせに、私たち、そういうふうな状態にございませぬ。日本の今の場合は、民間の交流しかあり得ないのでございまして。一昨年、イラクの政府が革命で倒れて新しい政府ができましたときに、日本国はアメリカ国よりも一日前にこの國を承認いたしました。イラクの場合には、私は一日前でもよかつたかもしれないと思つてありますけれども、事、中国に関する限り、日本がこのようにもたまたまするやうな状態になるということは、ほんとうに悲しいことであるし、私たちの将来を暗くするものであるというふうに私には考へられてならないのでございまして。

(拍手) そのような中で、私たちが、一体この日本の國の利益というものを、日本の國が今後榮えていくためにはどうしようかというふうに真剣に考へて、今度の安保にはどうしても納得できないというふうな立場をとつてきておりますのにもかかわらず、そういう反対運動が赤呼ばわりされてきたという悲しい事実にも私たちは直面しなければならいと思つておる。しかし、そういう状態に、私たち、ことに女は屈しない、屈してはならないというふうに考へてきたのでございまして。それはなぜであるか。ということ、それは、一九五四年にアメリカがビキニであの水爆実験をいたしましたときに、私たちの間で大へん強く起こつて参りましたあの実験反対署名運動に對しまして、やはり同じように赤呼ばわりされたことを私たち知つてゐるからでございます。そして、あれがわづか六年前であつたのにもかかわらず、そういう私たちの平和への努力、私利私欲というものが全くなくて、こうならなければならぬという、そういう立場というものは、世界に認められるものだということ、これは歴史が証明してくれて、そのことを私たちはどんなに心強く考へてゐるか、わかりませぬ。ということ、御存じのように、昨年の三月、ソ連が一方的にこの実験を中止したことから、英米ソの間で話し合いがつかなくなつたけれども、協定はできなかったけれども、みんなが一方的に実験を中止するやうになつたという、そういう事態を私たちは知つてゐるからでございまして。つまり、私たちがほんとうに心から平和を願つて、そのために努力するのであれば、何と呼ばれようとも、これは実を結ぶに違いないということを私たちは確信するやうになつて参りました。

した。しかも、その中で、ことしの復活祭のウィーク・エンドにイギリスでありました実験反対のデモというものは、まことにすばらしいものでございまして。四万からの人たちが、オーダーマストンからロンドンに歩いたという、しかもロンドンのトラファルガー・スクエアには十万人の人々が集まつたという新聞報道を私たちは読んでおります。私はたまたま一九五五年にロンドンを訪れましたけれども、そのときのイギリスの人たちの氣持といふものは、日本があんなにやつきになつて反対をするのは、ヒステリックであるとか、あるいは、これは赤じやないだろうかというやうなことを私は言われたものでございまして。そしてイギリスが水爆を持つてゐるということ、これは今の場合にやむを得ないことなんだというやうな説明を労働黨の議員からも聞いたこととございまして。しかし、それ以後、私はロンドンに三回参りましたけれども、そのたびにこの情勢が少しずつ変わつてきた。そして、ことしの四月のトラファルガー・スクエアの演説会では、その講師の多数、ほとんどの人々が、イギリスは一方的に核製造というものをやめなければならぬということを言つたやうでございまして。わずか五年の間に、ほんとうものがこんなにも変わつてきたか。自分たちがやめるわけにはどうていれない、作らなければならぬ、ソ連とアメリカと一緒にやめるのなら、やめてもいいという考へが、わずか五年の間に、自分たちから一方的にこれではやめていかなければならぬ、それではなければ、世界政治の中で道義的な立場で自分たちは発言することができないということ、この講演会の圧倒的多数が言つたということは、これは一体何を示すものか。これは、こういつたやうな願いが世界にほんとうに強いということを物語ることだろうと思ひます。

また、私たち、エジプトのことを考へてみましても、あのエジプトがイスラエルと英仏から攻められましたときに、それこそ、国連の措置でこれがやまつたではないか。そういうこの世界の大きな動きというものは、日本も参加いたしましたあの軍縮の八十二國決議案といふものの中にも、私は示されておると思ひます。日本があいつた決議をしたのであるから、だから私たちは、この際もう一度そういう決議をしたい、また、できるというやうに考へたいと思つてゐる。この私たちが原水爆反対の署名をいたしましたときに、ある小さな婦人のグループで、この署名についていろいろ考へ合つたこととございまして。そのときのことをちょっとここで申し上げたいと思つてゐる。その署名をとつてゐるときに、これは世田谷のおかみさんたちであります、魚屋さんは大へん一生懸命にやつてくれたけれども、肉屋さんと豆腐屋さんはやらなかつたというやうなことが出てきました。つまり、魚屋さんはこれで大へん損をしたから一生懸命に反対してくれたけれども、魚が食べられなくなつて、肉屋さんと豆腐屋さんがちよつともうかつたから、だから肉屋さんと豆腐屋さんは署名をしなかつたという話が出てきたのでございまして。その経験を通過して、私たちは、この世の中というものは、何

Uと自分自身の利害関係というものの、
実に狭い私利私欲で左右されているか
というところに気がついたのでございま
す。(拍手)よもや皆様方はそういう
観点からお考えになつてゐるとは私は
思いません。(笑聲、拍手)放射能が降
るときには、肉屋さんも、魚屋さん
も、豆腐屋さんも含めて、放射能が
降ってくるということを私たちは知つ
ております。そしてこれほど多くの
私たちが反対していること、その反対
の中でこれが批准されるとするなら
ば、私は、アメリカの人々と日本人の
人との真の友好関係も阻害されるとい
ふふうに思ひます。(拍手)私はアメ
リカに多くの友人を持っておりますし、
アメリカの人たちは、ほんとうに善意
なよい人たちが多いということも知つ
ております。また、そのアメリカの多
くの人たちが、今までのダレス長官の
政策に反対してきたということも知つ
ております。(その通り)と呼ぶ者あ
り)私たちが今後十年も二十年もアメ
リカと真の友好関係を結びたいと思
うならば、やはりそれからいって、こ
の際批准をやめなければならぬので
はないだろうか。私たち日本人のため
にも、あるいはアメリカの人々のため
にも、世界の多くの人々のためにも、私
はこれをやめていただきたいと訴えた
いのでございます。(拍手)

○小澤委員長 これにて本日御出席の
公述人各位の御意見の開陳は終了いた
しました。
この際、午後一時三十分まで休憩い
たします。
午後零時三十分休憩

午後一時四十六分開議
○小澤委員長 休憩前に引き続き會議
を開きます。
公述人に対する質疑を行ないます。
質疑の通告がありますから、順次これ
を許します。鍛冶良作君

○鍛冶委員 大井先生にお伺い
したいと思ひます。ちよつと先ほど聞
いたところでわからぬところがありま
したので、まず聞いてみたいと思ひま
すが、戦争の起こらぬことは、お互い
に抑制することが大事だといふ前提の
もとで、共産側の指導者は、大へん現実
的であつてことに戦略思想が旺盛で、
何かそこで力関係を見るのが敏感で
あるし、戦争以外に何か協力するとか、
相助け合う、そういうようなことを
おっしゃつたのではないかと思ひます
が、そういう力も旺盛だと思ひます
たようであります、この点もう一べ
ん聞かしていただきたい。

○大井公述人 共産側の指導者たち
は、力関係をよく計算して、彼我の力
関係をよく考へて、そして自分の行
動を決する、それにはもう一つ関連す
ることを私述べたつもりであります
が、それは彼らの戦略眼が非常に広
い、感略のビジョンといひますか、視
野が非常に廣く、闘争をやるのに、
要するに、相手より自分が優勢になつ
て、相手を打倒し——自分の方が優勢
になれば、それは闘争としては勝つわ
けでありますから、必ずしも武力のみ
が手段ではない、あらゆるものを手段
にする。経済でも、心理戦争でも、あ
るいはスポーツでも、何でもいいわけ
でございます。そういうようなことを
するのです。そこで、彼我の力関係と
いうものをよく考へて、そして自分

の一番有利な力を、有利な場所、有利な
方法で闘争を進めるといふことにお
いて、彼らはすぐれた、何といひますか、
訓練と考へ方、そういうものが練られ
ておるといふことを申ししたつもりであ
ります。そしてその場合、武力の場合
においては、私、二、三の例を申しま
したが、毛沢東のごときは、どこかを
攻める場合に、自分の方の力が三倍、
ときには六倍までも優勢でないといふ
かなが攻めたいといふことを言つてお
る。従つて、たとえば、わずかのこ
とで、日本に基地があるとか何とかい
うことで、それが非合法だからとか、
自分に脅威があるからとかいうわけで
騒々しくは行動しない。自分の力が圧
倒的に強い、自分のところで今撃つた
方が結局損か得かといふことをよく考
へてやるのだ、そういう点で、力の関
係といふことと、それから手段の選択
方法を申ししたつもりでございます。

○鍛冶委員 そう承つて参りますと、
勢い、力が大丈夫優勢であるといふこ
とがわかれば、攻勢に出るといふ結論
にくるのじゃないかと思ふのです。
今、スポーツでも何でもとおっしゃ
いましたが、軍力においても、間違ひな
く優勢であると認めたら、いつ攻勢に
出るかもしれない危険性を持つておる
ものだ、こう解釈してよろしゅうござ
いますか。

○大井公述人 これはあなたがちそう即
断はできないと思ひます。孫子も言
つて、戦わずして勝つという方法もあ
りますので、威嚇だけで自分の優勢さ
を示す、デモンストレーション、誇示す
るだけで相手が屈すれば、何も武力を発
動する必要はないわけでありまして、そ
れを示すといふことによつて、あるい

は潜在的力をうしろにかざしながら、
外交のおどしとか、いんなものを
やつて、相手が屈すればいいわけ
ありますから、そういうこともあり
得る。しかし、その場合、もちろん
武力に出ることもあるわけでありま
す。

○鍛冶委員 そこで、大体あなたの御
説はわれわれも大へんけっこうに承り
ました。日本は新安保条約を締結して
も危険性はないとおっしゃいました
が、この間からこの委員会でも議論
のうちに、一方の人々に言わせます
と、日本へ来て基地を求め、そうす
ると、アメリカはおのずから軍力が強
くなる、強くなれば侵略性になること
が当然である、だから、この条約はい
かぬとかいふ議論があります。共産側
の方は今承りましたが、自由主義側、
ことにアメリカにおいてもさうな危
険性があると思ひますか、また、そ
ういふことはなと思ひますか、ま
た、この点を一つ承りたい。

○大井公述人 アメリカ側の方では、
私は、その力が強くなりさえすれば攻
勢に出るとか、そういったような考
え方は比較的少ないのじゃないかと思
ひます。彼らの考へ方は、大体私も
小学校くらいからずっと教育されて
るような考へ方、おそろしくこの皆
さんも大体同じだと思ひますが、自
分の力が強いからといって直ちに攻撃
するといふふうには考へていないんじや
ないか。彼らの哲学といひますか——
といひますのは、共産側のもつて、こ
世の中を闘争だと考へておるところが
あります。しかしながら、アメリカ側
の方は、西欧的なもの考へ方は、私
が申すまでもなく、必ずしも闘争とい

うふうには考へてないように私は思
ひますし、もう一つは、政治体制とい
うものが、彼らは、一人の独裁者が直
に決定するといふことが困難な体制に
なつておるために、世論といふものが
非常にきつたために、そういうことは
やりにくい。それから、やるにしても、
わかつてくる。従つて、相手から警戒
されるという点がありますから、そ
ういふ点はなかなか困難である。また、
歴史的に見ても、私は、あまりそ
ういふふうにはいつていないように感
じます。

○鍛冶委員 今、アメリカの歴史と申
しますが、国民性からお説きを願つた
のですが、この条約の本質からも同様
の議論が出ますので、お伺いしたい。
この条約は、先生のおっしゃつた通
り、戦争のないようにしようといふこ
とが目的でありまして、こういう条約
をやつておけば、こういう体制をし
ておけば、戦争が起ころぬ、これをく
ぜせば戦争が起ころぬかもしれないとい
う危険性があるから、やるのでありま
す。戦争をなからしめることだけが目
的でありまして、力を強めてはかに進
んでいこうという観念は全然ないもの
と、われわれは確信しておるのであり
ます。先生方のお考へでは、この点
はどうお考へになりますか。

○大井公述人 私も、全くその趣旨で
この条約はできており、安全保障体制
はそういうもので結ばれておるとい
うことは、ほぼ断言していいのではない
かと思ひます。いろいろな経験により
まして、欧州大戦前には、アメリカは
中立主義の国でありました。それが、
欧州大戦後に、ヒトラーの歴史とか、
いろいろな歴史にかんがみ、共産側の

の一番有利な力を、有利な場所、有利な
方法で闘争を進めるといふことにお
いて、彼らはすぐれた、何といひますか、
訓練と考へ方、そういうものが練られ
ておるといふことを申ししたつもりであ
ります。そしてその場合、武力の場合
においては、私、二、三の例を申しま
したが、毛沢東のごときは、どこかを
攻める場合に、自分の方の力が三倍、
ときには六倍までも優勢でないといふ
かなが攻めたいといふことを言つてお
る。従つて、たとえば、わずかのこ
とで、日本に基地があるとか何とかい
うことで、それが非合法だからとか、
自分に脅威があるからとかいうわけで
騒々しくは行動しない。自分の力が圧
倒的に強い、自分のところで今撃つた
方が結局損か得かといふことをよく考
へてやるのだ、そういう点で、力の関
係といふことと、それから手段の選択
方法を申ししたつもりでございます。

○鍛冶委員 今、アメリカの歴史と申
しますが、国民性からお説きを願つた
のですが、この条約の本質からも同様
の議論が出ますので、お伺いしたい。
この条約は、先生のおっしゃつた通
り、戦争のないようにしようといふこ
とが目的でありまして、こういう条約
をやつておけば、こういう体制をし
ておけば、戦争が起ころぬ、これをく
ぜせば戦争が起ころぬかもしれないとい
う危険性があるから、やるのでありま
す。戦争をなからしめることだけが目
的でありまして、力を強めてはかに進
んでいこうという観念は全然ないもの
と、われわれは確信しておるのであり
ます。先生方のお考へでは、この点
はどうお考へになりますか。

○大井公述人 私も、全くその趣旨で
この条約はできており、安全保障体制
はそういうもので結ばれておるとい
うことは、ほぼ断言していいのではない
かと思ひます。いろいろな経験により
まして、欧州大戦前には、アメリカは
中立主義の国でありました。それが、
欧州大戦後に、ヒトラーの歴史とか、
いろいろな歴史にかんがみ、共産側の

の一番有利な力を、有利な場所、有利な
方法で闘争を進めるといふことにお
いて、彼らはすぐれた、何といひますか、
訓練と考へ方、そういうものが練られ
ておるといふことを申ししたつもりであ
ります。そしてその場合、武力の場合
においては、私、二、三の例を申しま
したが、毛沢東のごときは、どこかを
攻める場合に、自分の方の力が三倍、
ときには六倍までも優勢でないといふ
かなが攻めたいといふことを言つてお
る。従つて、たとえば、わずかのこ
とで、日本に基地があるとか何とかい
うことで、それが非合法だからとか、
自分に脅威があるからとかいうわけで
騒々しくは行動しない。自分の力が圧
倒的に強い、自分のところで今撃つた
方が結局損か得かといふことをよく考
へてやるのだ、そういう点で、力の関
係といふことと、それから手段の選択
方法を申ししたつもりでございます。

出方も考えまして、彼らがこういう手段をとらざるを得ないということ、そういう安全保障のために、平時から軍事的な相互援助の手段をとるといふことをやったのは、アメリカの歴史においては、一九四八年六月八日のパンデンバーグの決議が初めてだと思えます。それからずっと今まで見ましても、安全保障がずっときたのでありますから、大体私はそれで間違いないと思つて、全く同感でございます。

○鍛冶委員 あとは大内先生にお伺いいたします。

先ほど来先生の御議論の大前提は、日本国憲法は世界で最もいい憲法である、憲法の精神というものは大へんりっぱなものであるから、これをどこまでも厳守しなければならぬ、こういう御議論が大前提として出ておつたようでございます。われわれも同様に感じておるのでございますが、条文は幾らりっぱにできておりますが、これが現実に行きえない国内態勢もしくは国際情勢であります、よほどそこに考えなければならぬものがあると思はれます。そこで、お伺いしたいのは、日本国憲法のできたときと、サンフランシスコ条約が成立いたしましたときとの間に、約五年間あつたと思つて、この五年の間に、世界情勢が大へんな変化があつた。日本国憲法をマッカーサーが日本に作るように注文したときの、マッカーサーの考えは、先ほど先生がおつた通り、世界に宣言したように、これで世界の平和は保たれる、この世の中から戦争をなくされるのだ、しこうして、この憲法は、ひとり日本だけが順守することにおいて世界平和

は保たれる、世界の各国がこれにならうことをわれわれは希望し、またそういう世界が出来ることを信じて日本にこの憲法を施行せしめた、こう言つておりました、そのりっぱなことを言つたマッカーサーが、五年後におきましては、もう全然考え方が変わつておつたと思つて、この点に關しまして、大内先生は、憲法はよろしい、サンフランシスコ条約のできたときも、このままで実行できるのだ、これで世界は心配ない、戦争は全然なくなつたんだ、こういう御信念をお持ちになつておるか、今日もおその考えをお持ちになつておるかどうか、これをお伺いしたい。

○大内公述人 お答えいたしたいと存じます。ただいま御質問の点につきましては、世界の情勢の認識におきましては、私は鍛冶先生と全く意見を同じくいたします。世界の情勢は、日本が憲法を作つたときと、サンフランシスコ条約をやつたときとは大へん違ひました。これは、つまり、世界の平和共存から冷たい戦争への転換であり、また、朝鮮事変を契機とする世界情勢の変換でありました。それゆゑに、そのこと自体において日本の態度も変わったのは、ある意味においては当然であります。しかし、その指導力を持ったものは、申すまでもなく、アメリカでありまして、そのアメリカとソ連との關係においては、われわれの理想、人類の理想、日本憲法の理想とは違つた方に動いたということ、その変化はあつたが、その変化は、われわれの理想とは違つたところであるといふことを認めなければならぬ、これが一つでございます。第二の事実は、

今や、それと反対の方に世界の振子が変わりつつあるということであり、この点については、鍛冶先生と多少認識を異にするかも知れません。しかしながら、今御質問の点につきましても、直ちに戦争がなくなるというようなことを考へておりません。それどころではございません。戦争の危険はますます大いといふことを考へております。しかし、それでは日本はどうするかという問題は、これはまた別であります。そこでやはり、マッカーサーが願ひ、われわれも願ひ、そして世界の全國民が願つたその中心に——われわれがまず世界のまん中に立つということが絶対に必要であり、また日本國民の名譽である、こう思つております。そのことが不可能であれば仕方ないが、しかし、それは不可能ではないといふのが私の確信であります。

○鍛冶委員 戦争の危険は絶対にないとは言わぬ、むしろ危険がある、こうおっしゃいました。あるといたしますれば、われわれは、この憲法の精神で押えることはできぬかも知れぬが、何ものかによつてそういう危険のないようにしなければならぬ。これは、ひとり日本人だけではない、世界の人類のこゝろがうとこであらうと考へるのであります。そこで出てくるのは、先ほど来、大井先生のおっしゃつたように、力の平衡といふことにおいて初めて戦争といふものは防止できるのじゃないか、防止できる、こういう考へ方をもつて戦力の均衡といふことに意を注いでおるのが、私はサンフランシスコ条約、朝鮮事変等の起こつた後の世界の大勢でないかと思ふのであります。そこで、朝鮮事変等をながめまして、

この憲法がいいからといって、一切何の防衛もない、そういうものにしておいたら世界平和が保たれると、あなたは御信念があらましようか。それとも、力の均衡を保つというならば、日本は攻められたら均衡が破れて大へんなことになるぞ、こういうことを現実世界に示すような方法をとること、一番私は戦争を防止する方法だと思ふ。その意味においてこの安全保障条約はできたとは私は思ふのですが、あなたはこの別個のお考えをお持ちになりますか。それとも、そうではなくて、ほかに世界平和を保たれるといふ何かがあるならば、この点を聞かせてもらいたい。

○大内公述人 お答えいたします。私は、戦争が世界にすぐになくなるというふうには考へておりません。その点につきましても、御質問の通りであります。しかしながら、私は、日本がアメリカとともに現在持つておる兵力の何十倍、何百倍といふようなものを将来持たなくても、日本が現在持つておるその何分の一をもつても、よく日本を防衛することができるとかく信じております。歴史の示すところは、第一の理由は、バランス・オブ・パワーという原則は、今や間違ひであるといふことが証明されつつあります。それで、そういう部分的な安全保障によつては世界の平和は保たれない。バランス・オブ・パワーによつては保たれない。そうではないとして、全体の世界的な共同防衛によつてのみ保たれるという方向に進みつつある。今そうなつておるといふのはありません。そうすることをわれわれ人類がこぞつて進めるならば、必ず到達し得る。それは方向はすでに開け

ておるといふふうに考へるのが一つ。第二は、およそ世界の強國でないもの、中以下の國、弱い國は、世界の歴史の上において、また国内の歴史の上においても、いつでも中立主義であり、バランス・オブ・パワー、強い方に持たなければならぬといふのは、強い國の主義でありまして、今日ソ連なり、あるいはアメリカなり、そういう國がそういうことを考へるのは当然であります。強國がそういうふうに考へるのは当然であります。しかしながら、歴史の上において、世界のいかなる國の歴史においても、小さい國はいつても平和主義であります。中国の論語を開いても、孟子を開いても、そう書いてあります。日本の倫理でも、すべてそうであります。弱者は決して武器を自分を持つてはならない、強い武器を持つて人をなぐつてはならない、そのことが自分の安全を保つゆゑであると言ひてある。そして西ヨーロッパでも、ベルギーでもスイスでも、スエーデンでも、ノルウェーでも、そういう弱い國は、中立をもつて立つてきました。東洋はむろんの話であります。何百年以来いまだかつて、無理やりに押えられたことは別であります。方針としては中立主義であります。今日でも、全東洋の諸國は、みな中立を主義としております。アメリカの歴史はどうでしょうか。アメリカの歴史は、第一次大戦までは、全然中立主義でありました。決して侵略主義ではありませんでした。御承知のモンロー・ドクトリンといふのは、それでありました。われわれ日本は、そういう主義に立つことによつて、世界の歴史に沿つて新しい世界の歴史の運命を開

く先頭に立つことができるというの
が、私の信念であります。そうして、
国が強い弱いということとは、武力
が大きい小さいかということではな
い。それは、国内治安の維持には、あ
る程度の武力は必要であります。しか
しながら、どうせ、弱い国が攻められ
たならば、負けるのはきまつておりま
す。負けつつ差しかえない。武力
で負けても、国民がしっかりしておれ
ば、何のことはない。現に、われわれ
のような小さな国でありまして、そ
れをあのアメリカがそう長く統治する
ことはできない。やはり退却せざるを
得ない。われわれ日本人の精神と、日
本人のある程度の理性とが、ほんとう
に信念に徹しますならば、日本を防ぐ
方法は幾らでもあると思います。

○鍛冶委員 まことにどうも驚き入り
ました。私は初めて大内先生及びその
他の学者グループというものの本心が
わかりまして、われわれも今後そのよ
うなつもりでながめていきますが、第
一は、バランス・オブ・パワーという
ことが通用するか、せぬかということ
は、これは、私が言うよりか、大井先
生とは全然相対立する議論でございま
すから、どうかそちらの方と対決して
いただくことをお待ちいたしておいま
す。それよりも、私の驚いたというの
は、戦争すれば負けるのだ、負けたら
取られてもいいじゃないかという御議
論です。これは実に驚き入ったもので、
われわれは祖国として日本を守ってお
る以上は、命の限りこれを守らなけれ
ばならぬという信念を持っておる。そ
れを、負けてもいいじゃないかという
ことなら、これはともに天をいなか
ざる議論です。それと、もう一つ申し

ますが、あなたは、戦争があれば、取ら
れても仕方がないじゃないかと言う
が、仕方がないじゃないかというこ
と、向こうから侵略してくるというこ
とですよ。侵略してくるから、取られ
るんですよ。侵略がなかったら、取ら
れないのです。その侵略を認めて、取
られてもいいというその御議論は、一
体どこから出てくるんですか。それは
日本国民として受け取れないと思う。
○大内公述人 お答えいたします。私
は、日本が減びてもいいとか、負けて
もいいとかいうことを言ったのではご
ざいませぬ。そうお聞きでありまし
た。私の言葉が足らなかつたのです。
私の言うのは、武力的に侵略されま
しても、その国はそのことでは減びな
い。かつてベルギーは武力的に侵略さ
れましたけれども、減びなかつた。日
本でも、精神があり、そして一定のレ
ジスタントの精神、すなわち愛国心が
国民にあるならば、決して減びない
というのでございます。

○鍛冶委員 それ以上は議論はいたし
ません。侵略を肯定し、侵略があつて
やむを得ないという考え、思想、われ
われはそういうことは納得できない。
しかし、これ以上あなたと議論しても
仕方がありません。
その次に承りたいことは、この間も
ここでも出たのですが、南ベトナムに
賠償を払うくらいならば、中共へ賠償
を払えということがございました。中
共は賠償を払ってくれと言っておるの
ですか。だれが払ってくれと言ってお
るのです。払うとすれば、だれを相手
にするのですか。この点を承ります。
われわれには合点がいかぬのです。
○大内公述人 御返事をいたします。

私は、法律上、日本が現在中華人民共
和国を認めておるといふことを言つて
おるのではありません。認めてないか
ら、そして払わないから、そのことは
人道に反する、日本の道徳にも反する
といふことを言っておるのです。これ
からそういうふうにしようじゃないか
といふことを言っているのです。
○鍛冶委員 払うことがいいかもしれ
ないとおっしゃいますけれども、なぜ
払わぬというときは、向こうが、よこ
せと言つておるのですか。だれがよこ
せと言つておるのですか。向こうはよ
こせと言つておらぬのに、だれを相手
にして払うのですか。われわれは現実
論を言つておるのです。だれが払えと
言つておるのか。払えと言つておる者
がおらぬのに、払うとすれば、一体だ
れに払うのか。そういうことを日本か
ら言うことが正当なことかどうか。
○大内公述人 お答えいたします。払
うといふことをどちらから申し上げて
もいいのです。そういう問題は、別に
どっちが言わなければならぬという
ことはありません。ただ、義理をよけ
い感じる方が言えばいいわけ
です。

○鍛冶委員 受け取る者がなかつた
ら、シナ海へ行って金をほうてくる
のか。まあこれだけにしておきましょ
う。
その次にもう一つ承りたいことは、
先ほど、近ごろは暴力というものが大
へん横行しておる、嘆かわしい、けれ
ども、政治の上で暴力があるならば、
その国において所々に暴力の起こるこ
とはやむを得ぬとおっしゃったと承り
ましたが、そういう意味ですか。大事
な点ですから、もう一べん聞かして下
さい。

○大内公述人 政治の上で正しい政治
が行なわれず、法律が行なわれな
い、世の中にはどうしても暴力があ
る。それだけのことです。
○鍛冶委員 私は、今の政府のよしあ
しをあなたと議論しようとは思いま
せんが、そうすると、現在の場合、暴力
の横行するのを正当と認めるよりほ
か、こういう議論になりますね。暴
力といふことは、現実の力をもつて法
の力を曲げることが暴力でござ
いますよ。だから、政治が悪かつた
ら、法律をへこまして、現実の力で進
んでいっていい、こういうことになり
ますね。

○大内公述人 全然逆であります。
○鍛冶委員 逆とは何ですか。暴力は
やむを得ないといふことですか。暴力
をなくすることが目的だといふことな
らわけるが、今の日本では暴力はやむ
を得ないといふのでしょう。
○大内公述人 そんなことは言いま
せん。暴力は悪いといふのです。なるべ
くよすようにしまししょう。しかし、根
本的に政治において暴力があります
と、法律も行政もみな暴力的になる、
それでどうしても暴力がよけいになる
から、そういうことはよした方がよろ
しい、こういうことであります。
○鍛冶委員 今聞けば、さっき聞いた
ことよりか多少いいようですが、い
れにしても、暴力の出るのはやむを得
ないといふことですよ。暴力とは、先
ほど言ったように、現実の力をもつて
法律をへこませるということですよ。
○大内公述人 ちょっと言わせて下さ
い。やむを得ないという言葉は悪かつ
た。私はやむを得ないと言つたかもし
れませんが、そういうことではない。
政治が暴力を是認しますと、どうして
も世の中に暴力がふえる、そういう理
論を言つたのです。

○鍛冶委員 これでやめておきます
が、やむを得ないといふことは、暴力
を肯定するといふことです。私はあな
たを大学者として尊敬し、それと同
時に、大教育家として尊敬しているも
のです。その教育の大責任を持つてい
る人がそういうことを言われて、その
影響の大なることを考えてもらわな
ければ困る。それだけ申し上げておき
ます。
○小澤委員長 穂積七郎君。
○穂積委員 他に質問なさる委員がた
くさんおりますから、簡潔に、まず第
一に大内先生にお尋ねしたいと思
います。時間がありますので、先生
に対する質問は一括していたしますか
ら、先生の方でもそれに対して一括し
てお答えいただければ幸いと思いま
す。それが済みましてから、あと大井
さんと福島さんに一点だけお尋ねいた
したいと思ひます。

大内先生にお尋ねしたいと思ひ
ますのは、私どもの理解では、おそら
く、今度の新安保条約というような一
つの条約、または外交政策というもの
は、それ自身がひとつとして、他か
ら遊離して出でるものではなくて、
大きな、特に先生の専門の国際経済的
な背景の中でこの政策が打ち出されて
おるのではないか、そういう点から見
ますならば、主観的判断ではなくて、
客観的に、やはり今度の新安保条約の
背景をなしますものは、日米帝国主義
政策の再生ではないかという点をわれ
われは大いに心配をし、かつ、指摘し

いいと思いますけれども、もっと大きな、グラランド・スケールで日本の政治家も考えていただきたいと思う次第であります。(拍手)それから、もっと大きなことは、やはり世界の政治、国際政治に秘密をなくするということだと思えます。国境というものをなるべく少なくする、人間の交流を自由にする、そ

ういふことをして、ほかの国の秘密がよくわかるならば、科学でもどんどん自由に交流するならば、武器の競争が幾ら激しく行なわれなくても、これは大した心配はない、こういうふうに思っていますので、平和の方法に對しましてはあなたと同じでもありますけれども、それはきわめて小さいことであります、もっと大きな構想をもって平和のことを考えていただきたい、こういう点であります。一応これで終わります。

○福島公述人　御質問の趣旨を誤解しているおそれもございますけれども、御回答申し上げます。平和共存がにせものであるからということでございますが、にせものという言葉は使わなかったのですが、平和共存と申しても

多分に戰術的なものであるだろうからと、こういう意味で申し上げたつもりであります。ただし、その使い場所は、私の記憶しております限りでは、雪解けたから、平和共存だから安保改定などは大勢逆行ではないか、そういうまぐら言葉に雪解けたから、平和共存だからということが使われるのであれば、これはまぐら言葉に値しない雪解けであるという意味で申し上げたつもりでございます。なお、ソ連の平和攻勢というのは、未来永劫続く保証はないというような気がするという実例

はあるように思いますけれども、時間
がございませんで、申し上げないこ
とにいたします。

なお、国連の關係その他御質問も
ありましたが、どういふことでござ
いましたか。――しかし、この安保条約
も、国連のワタの中にはめて、それま
でのつなぎの日本の防衛をどう考へる
かといふことに工夫をこらされてい
る跡は、歴然たるものがあると思ひま
す。その意味で、国連の進歩といふもの
に期待をしながら、それまでのギャッ
プを埋めるだけの日本の防衛努力、ア
メリカとの間の防衛努力だといふこと
は、この新しく改定された条約から
は、読み取る努力の跡はわかると思
っております。

なお、中共の關係その他について御
質問もございましたと思ひますが、中
共の關係は、中共を承認してはなら
ないとは考へておりません。さりなが
ら、お触れになりましたように、中共
とアメリカと協力して日本の中立を云
云といふことになりますと、現実政治
の問題としては、今日御審議になる段
階になれるかどうか、そういうよう
な世の中へ持つてくるように、中共も、
そういうような落ちついた国になつて
ほしいという希望はございます。しか
しながら、中共と台湾との關係とか、
そういうものの安定を待ちません限り
は、現実の政治の問題として、中共とア
メリカとの協力によつて日本の中立を
保障させようといふようなことは、
ちょっと問題になりかねるのではない
か。しかし、そういうことがけしから
ぬと言つておるわけではございませ
ん。

○小澤委員長 次に、竹谷源太郎君。

るかといふことについては、私は、議
会及び政府の運用方式をよく知りませ
んのので、お答えはできません。ただ、
私が、言葉は足りませんでしたけれど
も、申し上げたことは、いづれにいた
しましても、条約をどういふ要綱で
もつて国民に示すか、条文で示すか
といふことは別にいたしまして、条約
の交渉に入る前に、長い間国民の前に
これをさらしておいてもらいたかつた
ことをよく国民にわかるようにし
てもらいたかつた、また、それにつ
いて国民の議論を十分に聞くような手続
をとつてもらいたかつたといふことで
あります。今後それをどうしたらよい
かといふことについては、今の仮調印
説がいろいろあるかといふことにつ
いては、何らの意見を持つておりませ
ん。

○竹谷委員 ありがとうございます。
もう一つの事柄をお尋ねしたいので
ありますが、この新安保条約が、日本国
憲法に違反をしており、かつまた、日
本国の平和と安全にとって危険きわま
るものである、こういう考へ方につ
きましては、私も同じ意見であり、ま
た、よく先生の話もわかつた次第で
ございます。ところで、この新安保条約
が締結されない、このまま葬られたと
いふことになりましたときには、依然
として現行の安保条約、この悪い安保
条約が残る、こういうことになるので
あります。この現行安保条約を、し
からばどのようにして早くこれを解約
してしまふか、あるいは廃棄をしてし
まふか、こういうことにしないといわ
れぬ目的が達せられませんか。この安
保解消に至る手段方法として、もし先

生におかれて何か御意見があり、お考
えがあれば聞かせていただきたいと存
じます。

○大内公述人 お答えいたします。そ
ういふ問題につきましては、具体的
な考へを私が述べるほど準備をいたして
おりません。しかしながら、いやしく
も、日本国民の意思がくのごとき
ものであるといふことについて、十分
の討論を経て、そういう意思と違つて
おるものであるといふことがわかりま
すならば、そうして、それを正式の
方法によつてアメリカにわかるように伝
えられますならば、それに賛成する
かしらぬかとは別として、これは確
かに日本とアメリカとの重大なる交
渉問題になり、問題は必ず発展する
と思ひます。

○竹谷委員 ありがとうございます。

○小澤委員長 床次徳二君。

○床次委員 まず、大井さんにお尋
ねしたいと思ひますが、先ほど、
戦争抑制力のお話がありました。わ
が国が今回の安保条約によりましてと
らんとするところの自衛力といふもの
について考察してみますと、これは第
一に、国連憲章の理想の範囲、精神に
のつとめておる、なお、国内的に見
ますと、これは憲法の九条におきま
して制限を受けておる、また、今回の安保
条約によりまして、すなわち、事前
協議の制限があるし、また、防衛の権利
を行使する場合におきましても、い
ゆるわが国の施政下に限られておる
といふふうにして、非常に制限が加
へられておるであります。かかる意味
におきまして、戦争抑制力が発動され
るということは、一般の例においては見

られないところの、きわめて合理的な
と申しますか、きわめて特色のある戦
争抑制力だと思ひます。

意味において、私は、非常に進歩した
ものだと思ひます。かような戦争抑
制力としての事例がほかの国に
あるかどうか、承りたいと思ひま
す。

○大井公述人 お答えいたします。事
前協議とかいろいろなことについて
ありますが、これは縛つたような格好に
はしてありますけれども、使ひ方に
よつては、また、両方話し合つてこれ
を最も効果的にするようにも働かせる
といふのが事前協議であつて、事前協
議といふものは、方向はいろいろある
ように私は思ひます。

そこで、抑制力でありながら、日本
の自衛力が抑制力になる部分は割合に
少なく、アメリカが持つておる抑制
力が日本に対する外からの武力攻撃と
いふものを抑制しておるということが
非常に強いのだと思ひます。たと
えば、今日、アメリカの地上戦闘部隊は
日本には全然おらぬわけでありま
すが、それでも、基地があるといふこと
自体だけで、やはりソ連は地上軍をこ
こに持つてくるのがなかなかできな
い。それから、もしこの地上軍がある
とするならば、これはアデナウアー首
相がよく言つておる点で、われわれの
戦争抑制力といふ考へ方をかなり上手に
説明しておると思ひますが、ここにア
メリカの軍隊が少しもおるということ
になれば、アメリカのフラッグに對して
向こうから攻撃をするといふことは非
常に困難である。もし、これが、アメリ
カの旗も兵隊も一つもなかったらば、ど
こかの國が日本に武力攻撃を加へて

きつて、

一挙に、朝飯前に日本を屈服してしまつた場合、その場合に、アメリカが日本を取り返してくるというのをやるか、その場合に、アメリカは武力発動をどういう形でやるかという問題が出てくるわけでありまして、そういうときに、もしアメリカが核兵器で大きな仕返しをしなければ日本をとることができないということになったら、これは非常に不幸なことである。その場合に、しかし、日本としては、日本のわれわれから見れば、そういうことはあり得るかもしれない。そういうことがあり得ないようにするためには、アメリカのフラッグというものがここにあらなければ、アメリカのフラッグに対する攻撃は、アメリカ人から見れば直ちに自分たちの国に対する攻撃だという考え方をもちまして、向こうでも思い切つた武力発動をするという安心感であります。今、私は、どこまでも戦争を發動した場合を言いましたけれども、抑制という言葉は、あまり戦争をおつ始めてしまったことばかり追及して、それに頭を持ちますと、非常にこれは困難します。そういうことをさせないようにする、その前の意思を定める、誘惑心を起こさせないという、その辺の心理作用を一つ考えながら、抑制力という問題を考へてもらいたい。これは防衛というものと非常に違つたものの考え方でございます。そういう意味で言うならば、この事前協議であり縛るというようなことは、ほんとうは利口な方法じゃない、従つて、ほかの国にはそういうものがあるまいのだ。しかし、日本は、日本の国民感情からして、これは今日としてはやむを得ない、こういうふうに私考えてお

ります。

○床次委員 大井さんから事前協議に對する考へが述べられました。私もいたしましては、かかる事前協議その他のワケがありまして、いわゆる抑制力が、万一にも妙に行使せられるというやうなことがない。たとえば核弾頭を持つてきて、すぐ抑制力を正面から使われるという懸念をなくする意味において事前協議があるので、ほんとうの意味におきまして、日本の安保条約は効果的になる、かように考へておる次第でございます。

次に、大内先生にお尋ねしたいと思ふのですが、大内先生は、サンフランシスコ条約あるいは安保条約等の本来のあり方について御反対のようでありまして、わが国は、安保条約またサンフランシスコ平和条約によりまして独立し得て今日に至つたということが、現実の日本の姿なんじゃないか、これが非常に効果を上げて、今日のこのとき国力の増進、発展を得られておると思ふ。従つて、この現実というものを無視することができないと思ふのであります。先生は、いわゆる學説としての立場からいろいろ御議論をなさつておるやうであります。この現実と學説というものをどの程度に調和させようというふうな考へを持っておられるのか、お尋ねしたいと思ふ。

なお、今回の安保条約の改定等におきましては、関連した行政協定その他いろいろの規定の改正がありますために、現実におけるところの国民生活に對しましては非常に多くの改善の点が含まれておるのではありませんか、そういうものも無視して、先生は學説だけに忠実な立場をおとりにならうとするの

か、この現実と學説との間にどういふ調和をはかれるか、お伺いしたい。

○大内公述人 お答えいたします。戦争が終つてから、サンフランシスコ条約を締結して今日までに、日本とアメリカとの関係が密接になったことによつて、日本の経済が非常に早く復興した、いろいろの効果をあげたといふことを私は十分に認めます。その通りであります。しかしながら、この復興の中に、日本に好ましくないからざる面をも生じたといふことを私は先ほど申し上げたわけでありまして、片方があつたといふことと、好ましくないからざる事件がいろいろ起つておる、そういう面が出ておるといふことは、社会の内部としては両立しておるのであります。私は、そのうちの好ましくないからざる方を除いて、私の立場において好ましい方をこれから進めたいといふのであります。それから、そういうところに、私の先ほど申し上げたやうな學説、すなわち、平和主義、中立主義並びに基地反對といふ三条件を入れたといふのでありますから、当然に直ちに、即時に、それを実行し得るといふのではありません。それは、それを実行するた

めには、非常にいろいろの工夫が要りますが、それは諸君の有能なる判断によつて必ずできるといふことを申し上げたわけでありまして、

○床次委員 次に先生にお尋ねしたいのは、条約の締結前に国民の同意を得べきじゃないかといふお話、こういうことがなかったのは、非常に遺憾性の大きなものがあるといふことを言われるのであります。現在われわれといたしましては、すでに憲法におきましては、条約の締結前に国会の承認を得

しという規定がある。この規定のつとておるし、また、政治的にあつても、これを交渉するにあたりましては、すでに政府並びに党としての態度を昨年の初めに確立いたしました。その方針に従つて政府は交渉いたしておる。これは当然政府の外交権によるものであるわけでありまして、しかも、その途中におきまして、たとえば地方選挙あるいは参議院選挙等におきまして、それぞれこの要綱等におきましては論議は尽くされておるわけでありまして、従つて、かかる順序によりまして、今日国会において慎重審議が行なわれておるといふことは、これは何ら差しかねない。当然これは憲法そのものの規定に従つておる審議だと思ふのであります。それがよくわからないのであります。が、あらためて伺いたい。

○大内公述人 お答えいたします。まさに、ただいまのお説のやうな点は、私も承認するところであります。しかしながら、いやしくも国の存亡に關し、国家の運命に關し、憲法の根本方針に關するやうなことにおきましては、どんなに丁寧な手続をとつても、差しかねないと思ふ。丁寧な手続をとることが、それが民主主義の政治であると思ふ。そういう見解が国民の要求であります。その国民の要求からいいますと、せつかくあなた方が憲法の条章に従つておると言われましても、政治的には非常に不満足であります。それであるからして、最近において、その不満足が、前の選挙のときよりは顯著に国民の上に現れておるのであると思ふ。これは明らかなる事実であると思ふ。

○床次委員 ただいまの点は見解の相違であると思ふ。事実におきましては、十分に国民に對して浸透しつゝあることは、世論調査等によつてもおわかりだと思ふ。が、あえて今日においてここに議論はいたしません。

次に伺いたいのは、自衛力の問題であります。が、独立国であります以上は、独立国にふさわしいところの自衛力を持つことは、憲法第九條において認められておることと思ふ。この点に對しましては、先生は、第九條におきましては、自衛力を持つことがいけないのだといふ説のように、その説を根據として御議論のやうに思ふのであります。が、この点をあらためて伺いたいと思ふのであります。

なお、先ほど、国力にふさわしくなるところの力を持つことは、これは軍國主義なんだ、予算に對する割合、あるいは戦前等の武力に對しまして数倍のものを持つことが、軍國主義であるといふやうなお話があつたのであります。が、今日すでに科学の進歩等によりまして、火力等はもう数倍以上の非常に大きな激増を見ております。従つて、いわゆる自衛というものに對しまして、近隣諸国の軍備というものとこれは比例して考へなければならぬものなんでありまして、単に戦前から比べて何倍だといふやうな程度ではない。すでに原水爆といふものができておりますので、全く比較にならぬ程度の大きな戦力の増加があるわけでありまして、さうな見地を考へるにあらま

すと、先生が軍國主義といふやうに考へになることの根拠が、私は非常にわからないのであります。アメリカの予算が六〇％そこそこ、しからばソ連

の關係はどうかということをお私ども伺いたいのでありまして、先生の軍国主義に対するお考えをもう一回明らかにしていただきたい。

○大内公述人 お答えいたします。二つあったと考えますが、最初の第九条の解釈であります。私は、国である以上は、自衛権を持つてゐると思つておりますけれども、第九条の第二項の軍隊というのは、国外に一步でも出るような力ではないと思つております。そういうものを設け、置くことは、憲法違反であると思つております。

それから、その次の問題につきましては、すでに答へたつもりであります。私は、国力に比例して、長く戦争を続け得ないほどの巨大なる戦力がその国にできたとき、もしくは外国、隣国がその戦力に恐怖を感じるようなそういう戦力ができたとき、それをわれわれは軍国主義というのであります。そういう意味において、日本の現在、確かに軍国主義の方向を持つてゐる、そして必ず軍国主義になるといふことを申し上げたわけでありまして、○床次委員 ただいまの御答へにつきましては、時間がありませんので、重ねてはお伺いいたしません。

次に伺いたいのは、ただいまの御答へにありますが、自衛力は持つてよろしい、しかし、国外に出るような自衛力は持つてはいけないのだというお考え方を言つておられるのであります。この点は、いわゆる砂川判決、最高裁の判決とも關係するのであります。先生が学説上、最高裁の判決に対して異論をお持ちになるといふことは、これはあり得ると思つております。したが、しかし、今日の国民の大多数

というものにおきましては、あの判決において示されたことに對して、大体承服してゐると思つております。が、この点についてあらためて伺いたいと思つてゐます。

○大内公述人 私は、法律家ではありませんが、最高裁判所の砂川判決が正しいかどうか、憲法に反してゐるかどうかといふことについては、意見は述べません。存じません。

○床次委員 先生の立論される根拠といふものが明らかにいたしましたので、私はこれ以上追及いたしません。それからなお、先生のお話の中で、日本の自衛隊の装備といふものは、アメリカからもらつてゐるんだ、装備を外国からもらつてゐる軍隊といふのは、その外国に從属してゐるものだ、日本は從属国だといふことのお話があつたのであります。これは共産國の諸國といひ、あるいは自由國の諸國といひ、あるいは自國において装備を自給自足してゐるといふ國が、はたしてどれだけあるでしょうか。これを他國からもらつてゐるから從属國だといへば、ほとんど、これは共産國諸國におきましては、全くソ連の從属國だといわざるを得ないと思つてゐます。この点は、多少言葉が過ぎるんじゃないかと思つてゐる。でありますか、いかがでしょう。

○大内公述人 軍備を助けてもらつてゐる程度において、從属してゐるといふことであります。これは明瞭であります。(笑聲、拍手)

○床次委員 大内先生が、さうな意味において從属國といふ言葉を使つておるといふことが明らかにいたしましたから、この点はあえて追及いたしません。ただ、一般の者が誤解しやすいものでありますから、この点は非常に用語は氣をつけていただきたいと思つてゐる。それから次に尋ねたいのは、い

わゆる……。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静肅に願ひます。○床次委員 次に承りたいのは、先生は、あくまで戦力を持たずに自國の獨立が維持できるんじゃないか、もちろん、これは中立で維持していく、中立を守るだけ力がなくても、ベルギーの例のごときは、一たん獨立を失ひましたが、やはり獨立といふものは、いつの日か、これはその國民の強い精神、氣魄がありますれば、回復できるんだといふことを、例におあげになつてゐるものであります。昔はあるいはさういふことはできたかもしれないが、最近の情勢といふものはだいたい變つておりました。すなわち、一たん民主主義國が共産主義國の勢力下に入りまして、このことが困難な事情になつてゐる。うに思ふのであります。われわれといたしまして、今日ヨーロッパの事例を見ましても、共産國に入りまして民主主義國のあり方といふものにつきましても、非常に杞憂を申します。か、懸念せざるを得ないものがあるものであります。この点、先生は、民主主義國が獨立を失ひましても、やはり依然として民主主義國としての獨立を、いつの日か回復し得るんだ、それで國民も安心であるし、為政者も十分政治的責任を果たし得るんだといふことをお考えになりますかどうか、伺いたい

のであります。

○大内公述人 御返事を申し上げます。さういふふうな御心配は、もっともであると思つております。私も心配しております。しかし、それは事實の認識、世界の歴史の事實、現実についての認識に關することでありまして、私の認識する限り、最近においてはエジプトの例、アフリカ諸國の例、南米諸國の事實、朝鮮における事實、さういふ事實のもとにおいて、やはり民族の獨立といふことは、武力がそうなくとも尊重されるという傾向にあるといふふうに、深く信じております。

○床次委員 民族の獨立が尊重されるといふことは、全くお説の通りだと思ふのです。私の伺いたいののは、民主主義國が一たん共産勢力下に入りまして獨立するといふことは、事實上非常に困難である。今日のところは、全くさういふ例がないんじゃないか、かような意味におきまして、われわれは、いわゆる自由主義諸國、自由主義制度を守るといふ意味におきまして、この制度下において國民の幸福を追求するといふ立場に立つて、非常な懸念をいたしておる。先生のおっしゃるようないわゆる中立主義、あるいはいわゆる自衛の限度においては、まことに不安を感じるので、かようにお尋ねをいたしました次第なのであります。

○大内公述人 共産國內における民族問題は、非常に違った様相を帯びております。現在の共産國內における諸民族と共産本國との關係は、今日までとは全然違った關係を生じております。それが獨立であるか、從属であるかは、非常にむづかしい問題であります。

す。ここでそれを議論することは困難であります。しかしながら、床次先生の言われる意味におきましては、必ずしも獨立ではないと思ひますが、しかし人民的な意味においては、完全な獨立ができてゐると思ひます。

○小澤委員長 帆足計君。

○帆足委員 民主政治といふものは、國民各層の意見を聞きまして、實際に即し、理性に基づいて、慎重に審議するといふのが、民主政治の要諦でありますので、本日各公述人から意見を承りまして、私も大へん参考になりました。特に、松岡洋子さんから婦人の立場から切々たる意見を伺ひましたし、大内教授からは論理と理性に基づく御議論を承りました。また、福島さんからはジャーナリストとして、まあ常識的な御議論を伺ひましたが、私は特に興味を感じましたのは、大井篤さんの御議論です。これはどちらかといふと、心理学的に私は非常に興味を感じたのでございまして。と申しますのは、大井さんは海軍大學の御出身であります。敗戦のエキスパートと申します。敗戦の將兵を語らずといひますけれども、一応日本の陸海軍が、生きて虜囚のほしくしめを受け、その体験の中からいろいろ御議論を承つたのであります。――御承知のように、海軍大學は極端な軍国主義、天皇主義でありました。今では民主主義の理想に御専心になつてゐるようでありまして、まああたりのわれらともに歴史博物館を見るような思いがいたします。

そこで、私は伺いたいのですが、今日のやうな大御議論を伺うならば、せめて二十年前にもう少し議論したことがあつたことだと思います。過去のことをお

互いに反省してみますと、大東亜戦争の起こりましたときの私どもの認識の不足は、三つあったと思うのです。当時の日本の立地条件と、それから経済力と、それから軍事技術の発達の水準、この三つについて、三つとも認識を誤ったと思うのです。そこで、お尋ねいたしたいのですが、かつての戦争の敗戦の経験から、そういうことについて、たとえば日本とアメリカの昭和十六年十二月八日の国力の開きについて、そのころどういう御認識をお持ちになっておられたか、その一、二の御感想がありましたら伺いたいと思うわけがあります。

○大井公述人 お答えいたします。私は昭和十六年は中佐でございまして、人事局におりましたので、敗戦とはいながら、将ではありませぬ。

それから、日米間の戦力比較をするとか、立地条件をどうするとか、戦争計画をどうするとかという立場は、それまで一度も持ったことがございませぬ。それで、残念ながら、そのいわゆる敗戦何とかいう、その軍人としての職権的な立場としての所見を、私は述べることはできません。しかしながら、一日日本人として、一人の市民としての所見は、述べることでございまして、それでよろしくございましてら述べます。

○帆足委員 けっこうです。

○大井公述人 それならば、私は、当時、日本の、今あなたがおっしゃったすべての三つの条件からして、日本はアメリカと何か戦争するなんて、とはうもないことだと思っておりました。それで、ことあの当時の戦争というものの中に、何か戦力比較とか、戦争

計画とかいうものよりは、やはり政治的因子というふうなものが動いて、戦争に持っていったんじゃないか。そこは、いわゆる日本がほんとうに民主主義でなくして、やはり一つのある形においての――まあ、やわらかい形でありませけれども、国民全体が政治に参与してはなかったという点で、やはり一つの、今日とはかなり政体の違ったものが、戦争に持っていった。それで、三国同盟と今日の安保条約をよく比較される方がありますけれども、三国同盟のいけなかったことは、独裁国的な立場の者同士が同盟したことにはあれは誤りがあつたのだ、今日は民主主義国同士が集まってるのだから、それほど危険はないという印象を持っております。

○帆足委員 大井さんは、二十年前に、海軍士官として局限された御職業にあられたというのを伺いまして、私がさっき申し上げましたことが、多少札を失したこともあるかと思ひますが、戦争が始まりましたときに、日本の鉄は六百万トン、アメリカの鉄は六千八百万トン、その六百万トンのうちの半分は、アメリカのくず鉄としてもらっておりまして、やがてそれが表に現れましたときは、日本の鉄は三百万トン、アメリカの鉄は九千万トンにもなっておりまして。私は、今安保条約のことを考えるにあたりまして、やはり日本の経済力、立地条件、それから武器の発達の水準、この三つは、これはもう与党、野党を問わず共通の事実でありますから、このファクトの上に立たねばならぬ。そういう点においては、戦略を専門に研究しておられる方の立場がどうあろうとも、現

実の認識においては共通のものがありますから、よく伺っておくことが参考になるとかねて思っております。

そこで、お伺いしたいのですが、先ほど大井さんの御発言で、自由主義の世界を守るために、その美しい理想のために、日本はその中に同盟国として入り、その国土を基地としてささげる条約を結ぶこともやむを得ないというふうな伺いましたけれども、自由主義の世界の理想を守るのとはけっこうであるが、日本の国土と日本の国民の幸福を守るために、他国の基地となるということが、戦略的にどういうものであるか。特にミサイルと原爆下において他国の基地になるということは、一体どういう意味であるかということをお大井さんに伺いたいと思ひます。

○大井公述人 お答えします。私は、日本が他国の基地になるということをお、ただ単に任意の他国であるならば、これは確かに問題点だと思ひます。しかしながら、日本に抑制力を与えてくれる、その基地があるということとが抑制力となつて、そうして日本といふものに對する攻撃の抑制力、それから自由陣営全体の抑制力が増すことによつて、戦争の発動が避けられるというところであるならば、これは直ちに平和政策だと思ひます。

○帆足委員 続いておりますので、すけれども、大井さんは、日本はアメリカと戦つて、そしてアメリカに敗れ、アメリカから侵略されておる、たとえば沖縄を侵略されておる、とにかく戦争に負けた以上、アメリカにわれわれ戦い敗れて、アメリカは戦勝国であつて、われわれは敗戦国である、こ

それからもう一つは、この前、漫画に、しこのみたてと出で立つわれはといふ言葉をもじつて、エーのみたてと出で立つわれはと、朝日新聞が毎日新聞に、そういう漫画が出ておりました

が、基地になることは、日本がにらみをきかすといひましたも、日本がせめてカナダか、カリフォルニアか、メキシコか、サンサルバドル島のような内線基地ならば、それは運命共同体といふことができると思ひます。ところが、日本は五千海里隔つた外線基地ですから、アメリカの防衛辞典に出ておりますように、日本は外線基地、中継基地、補給基地、時としては犠牲基地になる、こういう立地条件にあると思ひます。戦略家としてのあなたに

これはよく御理解できることと思ひますが、であるから、われわれはアメリカのにらみを借りて、日本資本主義の諸条件をよくしようという保守党の立場については、それは一応理解し得るのです。しかし、常時基地になることは、今日あふないではないか、また、基地を使うためにみだりにそこから飛び立ったり何かするとあふないから、事前協議が必要でないか、また、事前協議にはこまかなブレイキが必要でないか、こういうふうについて、保守党

の中でもこの点は御議論があつて、心配しているけれども、戦略家として、私はあなたの御議論を聞いて、あまり粗末ではあるまいか、あるいは内線基地と外線基地の区別について私の考え違いであるかどうか、一応お考えのほどを承りたいと思ひます。

○大井公述人 お答えします。今の内戦基地とか外線基地とかという言葉は、今日あまり大きな意味を持たないんじゃないかというふうな気がいたしますので、これはあまり議論しまして、この安保条約の価値判断の見地から、私は大した新しい結論が出てこないように思ひます。しかしながら、私は、日本に基地があるというところ、そのことが、やはりソ連が、フルシチョフ首相あるいはフルシチョフ首相の前から、いつでも外国基地、外国基地といつて、モスクワで非常にとこの外国基地をじゃまにするといふことを逆に考えますと、外国基地といふものは、やはり向こうに非常に効果がいっているのだと思ひます。それで、私自身は、実際に日本に基地があることがどれくらい役に立つだろうか、私はほんとうのことはいまして、実際フルシチョフ首相その他の人たちが心配する気持ちがわからないのです。それで、むしろ、日本は今日――先ほど私はボラリス潜水艦のことを申し上げましたが、向こうのほんとうの抑制力は、日本の基地でないところに十分あるわけですね。日本に基地を持つというのとは、第五空軍でございまして、今日まだ日本の空軍に十分防空力が備わつてないから、それがあつただけなんです。軍地基地といふか、攻撃基地といつたようなものは、ほとんど一つもないわけなんです。これからはもうそういう立場としては減っていくのではないかと思ひますが、それを盛んに向こうの人が心配するところに、それくらい効果があるならば、これくらいのもつた方がよほどいいのではないか。向こうでこんなものをたたいてくることはなく、それのも心理戦でやはり日本とアメリカをさくためだから、むしろ、そのためなら、逆にこつちはうんと持つて、日本とアメリカとの團結を

強くしてやった方が、やはり効果的ではないかと思つてゐるのです。

○帆足委員 さすがに海軍大学の卒業生だけありまして、私は大へんいい御議論を承つたと思うのです。日本の国民は、何百万という人が請願して今心配してゐること、これは事実です。そして与党の中にも、基地になることについていろいろ危険が伴う、U2号の問題でも、新聞など世論をあげて、この問題を心配してゐることは事実です。それを、基地になつても何の心配もない、事前協議などない方がいいなどという、勇敢な御議論を伺ひまして、なるほどわれわれと海軍大学の卒業生との御意見は、相当考古学的といつていいくらい違ふということがはつきりました。私もこのことをお尋ねしたいのです。日本に対してアメリカがにらみをきかすとするならば、日本の国土が侵される場合に、かつての日英軍事同盟のように、アメリカの基地から立つていつて救うというならばいいですけれども、アメリカの上院において日本を基地として利用することについて満場一致、一つの議論もないのです。アメリカは一つも損はない。しかし、日本においては国論が二つに分かれてゐる。国の三分の一なり半分なりの勢力が反対するような条約で、それでほんとうに日本は安心できるのでしょうか。ましてや、青年の大部分が反対するような状況のもとで、私はほんとうの国防の安全というものはあり得ないと思ふ。

そこで、私はお尋ねしたいのですけれども、われわれはどういう政策をとるかという、今、中立を唱へてゐるわけです。東南アジア諸国はほとんど

全部中立の道を歩んでゐることは、保守党の諸君も御承知でしょう。それどころか、二つの世界の間の接点にある、国境地帯にある国々は、ほとんど全部中立を保つてゐます。北はグリーンランドからフィンランドも中立です。スエーデンも中立です。それから同じ衛星国の中にあつても、ポーランドは、ゴムルカによつてラベツキ案と称して、多少中立に近い政策をとつてゐる。オーストリアも中立、ユーゴスラビアも中立、さらに南に下つてイラン、イラク、アラブ連合、それから偉大なるインド、それからわれわれに親しいインドネシア、それから王様の国であつてもカンボジア、ほとんど全部の国が中立をとつてゐる。こういうことは、与党の方、保守党の方でも少し謙虚に聞いていただきたいと思ひますが、中立ということは空理空論でないと思ふのです。しかし、与党の立場からどうしても中立がとれないならば、せめて危険の少ないようにしてもらいたいというのが、われわれの意見です。先ほど福島さんはスウェーデンの例をあげましたが、スウェーデンについてはいろいろ問題があります。それはアルプスの天険によつてゐる、彼らはウイリアム・テルの伝統を持つてゐる国です、いろいろ問題があります。しかし、今から八十年前に人形の家をストックホルムで上演したスエーデン、またノルウェーなどが、中立に近い態勢をとつてゐる。また、今述べた国々が中立主義をとつてゐるということについて、福島さんの御意見は多少修正する必要があるかと思つたのですが、福島さん、中立主義についてもう一度承りたい。

○福島公述人 今、中立はスウェーデンにできて、日本にできないということ、これはスウェーデン人の言つたことが、ほんとうか、それかわかりませんが、スウェーデンは小国であつて、日本は大国だからできない、こういうふうに一応スウェーデン人は見てゐるわけですね。しかし、その通りであるかどうかはわかりません。国が大国であればできなくて、小国であればできるのかどうかはわかりませんが、日本も、日本の場合、合には、そばに中共という、将来ある国を控へてゐる。日本が中立ということ、幸いにしてこれが継続し得るものと仮定した場合に、アメリカから離れ、ソ連からも離れて、いわば孤立をしてゐる場合、日本の経済は、将来発展していくかどうかどうだろうか。発展はしていくのでしょうか。しかし、その場合、中共の経済もさらに伸びていくだろうと思ひます。中立、孤立した日本と、そばに大きな中共の経済とが並立してゐて、どのくらいの年数を見ますかわかりませんが、将来、日本の経済の独立を維持できるかどうかかわからない。将来、中共の政治的な組織というものの、制度というものを、輸入せざるを得ない羽目に日本は陥るかもしれない。もし日本が、共產圏の衛星となることが好ましくないと思ふならば、中立は、具体的に、なかなかかなりにくいのであろうと思ふに私は考へてゐるつもりでございます。また中立国は、たくさんあるわけですが、あるわけですが、立場あるいは実力というふうなものが、日本とはかなり違ふ国が多いし、また、インドのように、中立ということに成功したか

には見えませんでしたけれども、中共との間に領土問題が起り、肝心のときにだれ一人これを応援するものがないという事例は、われわれ最近見たばかりでございます。日本のような国は、中立といふことを、理論としては別でございませうけれども、現実政治の問題として取り上げるといふことになれば、相当の勇氣の要る問題であらうと思つてゐます。

○帆足委員 これで最後にいたします。ただいまのお話で、たとえば小さな国といふことがありますが、ただいまのインドのように、人口三億もある国が中立を保つてゐる。中共、ソ連に国境を最も強く接してゐるのはインドですけれども、そして最近周恩来と事をかまえて、だれも同情する人はなかつたと言つても、これも言い過ぎでないかと思ふのです。多くの国際連合はこれを理解し、そして今では、大体内満に話し合ひで解決しつつあると思ひます。

最後に、私は一点大井さんにお尋ねいたしておきたいのですが、かりに大井さんが沖繩人であつたとした場合に、沖繩が基地であつて、そしてそこがミサイル、原水爆の基地になるとしたら、沖繩人としては、これは同時に日本人ですからね、やはり反対せざるを得ないと思ふのですが、ユーのみたてといふたつわれはで、自由世界と共同になる、そういう凱旋基地になつても、犠牲基地になつても、全体のしあわせのためには、日本は、その前線基地、犠牲基地になることを甘んぜねばならぬ。その端的な例は沖繩ですが、どういふ御所見でしょうか、参考のために、これは心理学の問題でしようけれども……。

○大井公述人 私は、やはり心理学で、かなり違つた考へ方を持つてゐるのであります。これはもし、今あなたが説かれたように、ああいうミサイルの基地になつたらその国が攻撃されやすいといふふうには教へ込まれて、自分にほんとうの判断力がないとするならば、私も実際こわいと思ふ。そして反対するだろうと思ひますが、幸か不幸か、私は、むしろアメリカのそういう基地になつてゐるところにはどうも飛んでこない、そういうふうなことをずっと見てきてゐるものでございませう。それから、事実の上から、歴史の教訓から、そういうことは大した心配ないんじゃないか、そういうふうには思つてゐます。

○帆足委員 これで基地の地価が暴騰するようになりますから、まことに不動産業者にとっては御同慶の至りだと思ひますが、私は、ただいまの御議論はあまり極端だと思ふのです。

そこで最後に、今アメリカと日本、東南アジアと日本との関係を考えますと、日本の立地条件からすれば、アメリカとの貿易が三割、東南アジアとの貿易が三割、北アジアとの貿易が三割といふのが、立地条件だと思ふのです。さつき経済問題があらはれたけれども、経済学的に考えれば、やはりアメリカは三〇％見当、あとはアジア諸国の氣勢を三〇％考へる、あとは北アジアその他の諸国のことも、三〇％か二〇％は考へねばならぬと思ひますが、ジャバタイムスで経済のことにも通じておられる福島さんの御意見を最後に承りまして、私は質問を終わりたいと思

います。

○福島公述人 ただいま立地条件的に割合をお示しになりましたけれども、将来、日本の貿易というものが、そういうように構成されるようなことにもなり得るれば、これほどけっこうなことはないと私思ひます。しかし、現在はそのようになってないこと、御承知の通りであります。それに東南アジア三〇%、北の方のアジア三〇%割り当てますと、貿易というものは、たとえば中共貿易を例にとりまして、日本から中共に売れるものは幾らでもあるでしょう。伸ばそうと思えば、将来かなり伸びるでしょう。売れるものはある。しかし、大事なことは、物を売れば金を払ってもらわなければならぬということなんです。金を払ってもらわうか、さりとて、かわりの品物があるかということであって、貿易の分量というものは、日本の方から幾らでも売れるのだとかりに仮定いたしますれば、先方からの支払い能力、または先方から買得るものの分量によって制限を分けるということ、中共貿易の場合、鉄鉱石と石炭と大豆ですか、そういう三要素になる。戦前のものに戻ると仮定すれば、そういうことになる。しかし、日本の鉄鋼業を、おそらく中共の貧乏な鉄鋼業に直すことは、将来なかなかむずかしいかもしれない。補給の継続というものが保障されない限り、むずかしいということには言えると思ひます。大豆についても同じようなことでしょう。従って、こちらでこの土地は何%、あの土地は何%ときめましても、その通りに発達してくるかどうかということは、さよう簡単にはいかないと思ひます。われわれ

の現在の貿易の各別割当というのは、そのようなパーセンテージになっていないことは、おわかりの通りでございますけれども、こういう問題は、それぞれの地域の発展とともに次第に変わっていくことであって、ここで東南アジア三〇%、アメリカ三〇%ということを含めましても、何らの実益はないだろうと思ひます。

○小澤委員長 次に、堤ツルヨ君。

○堤ツルヨ委員 私は皆様に、御苦勞さまでございました。今までどなたにも質問がなかったのですが、三人に質問したいと思ひますけれども、レディ・フーリストで松岡さんにお尋ねいたしたいと思ひます。

松岡さんは、当初公述下さいましたときに、私はいろいろ出ておる会合もたくさんあるの、私個人の意見の発表ではあるけれども、しかし、できたらそうした会合や勉強会に出たときにあった意見をも代弁したい気持だ、まあこういうことをおっしゃいました。非常にりっぱな御意見をお伺いいたしましたし、少しも松岡さんに、私は反駁するところありません。しかし、考えてみますと、きょうとあした、それから地方で三方所公聴会がございす。非常にたくさんの方の婦人の有権者並びに婦人はおられますけれども、公聴会には、あなた一人でございす。従って、あなたの御意見というものが非常に大きな影響を持つと思ひ、私は重視をいたしております。こいねがわくは、地方においても一人や二人くらい、婦人の公述人にお出まし願った方がよかつたのではないと思ひますけれども、私は先ほどからあなたの公述を伺っております、ほんとうに日

本の婦人が、あなたくらいしっかりしておつたらけっこうなんだが、こう思ひました。私は今の日本の婦人に対して、実に悲観的であります。それはどういうことかと申しますと、たとえば、トップ・レベルであるべきはずの国会の婦人代議士におきまして、U2ジェット機の問題に対して、代議士が選挙違反にひかつたのと同じであって、大したことはないのだ、運が悪かつただけだなどというセンスのない御発言もある。これに対して何万人の婦人票が入つておる。それからまた、国会のまわりをぐるんになっておりますと、毎日バスが走つておりますが、おそらく次の選挙準備のために婦人を招いておるのであると思ひますけれども、たくさんの方の婦人がバスにたかかておる場合もあります。それから主婦連など申しまして、新聞を見たりしておりますと、一体日本じゅうの主婦が入つておるのかと思はれるような団体もございしますが、しかし、現実にはいいではないかと私は思つております。そうしたグループが一ぱいあるのでございすから、念のために、松岡さんは大へんな指導者でございすから、どういふ会合や研究会やらにタッチしていらつしやるか、そういうものを、さいぜんはちょっと代名詞的にあげられただけでございすけれども、あなたが今までお出ましになっておられますところの会合の名前を、一々具体的にここであげたいと思ひます。

○松岡公述人 私、昨年から大へんたくさん会合に出ておりますので、全部

とても覚えておりません。まず、私が出ておりますそういった安保の問題の会合から申しますと、安保批判の会というのが一つございす。ここでは、私たちがいろいろ去年から研究して参りました。これは女だけではなくて、男の方も入つておられます。でも女の方大へんたくさん入つております。それから安保問題研究会というのにもたびたび出席しまして、ここでもいろいろ研究いたしました。それから宗教団体では、たとえばYWCAのようなところ、これは非常に熱心に、この問題について今まで考えてこられました。

それからいろいろな地域の小さな団体、これは、私は四国にも参りましたし、それから名古屋からちょっと入つたところですけども、大へん小さな村へも入りました。これは何という名前の団体だったか、今ちょっと記憶しておりません。それからあとは、組合で勉強なさるとき、これにも出席いたしました。そのほかには、大学の親の会というのにも行つたことがございす。そのほかには、たとえば、ただ地域婦人会のようなものでございまして、そういうようなところで、何か一番問題になっておることを話して行つて、それじゃ何をお話ししましたのかというのを言うと、安保の問題をぜひ話してほしいというような要求がずいぶんございしました。それからあとは、お寺でやつていらつしやるのにも行つたことがございす。あとはちょっと覚えておりません。

○堤ツルヨ委員 私、なぜこういうことを申し上げるかといふと、いろいろ

ろな会合がございす、あるいは片寄つておるようなきらいがあるのではない。たとえば、私たちの婦人局のことを申し上げて恐縮でございすけれども、世界母親大会、原水協、日中友好協会などの婦人の動きに對しては、このごろ新たな批判を持つておりました。極端に右に使われる婦人もございすけれども、極端に左の言う通りになる婦人もあるというところに批判を持つておられますがゆゑに、こういうことを申し上げました。失礼の段あしからずお許しをいただきます。

その次に、大内先生並びに松岡さんからいただきました理論は、非常に理想的でございまして、おそらくこれは保守、革新を問わず、国民のすべてが、こうした理想をこいねがつておると私は思ふのです。たとえば、岸政權を長く持続したいというやうなドグマに取りつかれておる人でありまして、松岡さんのおっしゃつたやうな理想は、否定しないと思ふのです。しかし、この理想を私たちがぶつて、大内先生のように、絶対反対を唱えただけでは済まない現実の上に立つておりますので、私は、この現実について公述人から、こうしたらよからうというところの処理問題を聞かしていただけたら、非常にけっこうだと思つておつたところ、大長老であり、日本で何人かの優秀な公述者であるところの大内先生からさへも、具体的な案が出されなかつたということは、私は非常に失望いたしております。しかし、松岡さんは特に婦人でございすから、もっとと進んだ具体的な、最終段階におけるところの——いやこの安保を通さない

という基本理念においては、私は変わらないのです。今なら、通さないという基本理念においては変わりないのですけれども、通さない方法というものが、やはり知的に考えられないと、反対論をぶつただけでは通ってしまわなければならない。たとえば、具体的に申し上げますと、十六日まで公聴会をいたしますけれども、十七日に帰って参りますと、あと議会はひどいことになる。これはどういふことになるかという、十六日に公聴会から帰ってから、地方の公聴会を聞いたけれども、二、三カ月もって審議をする必要があると思う人と、いや、もうすぐ通してもよいという結論のひと、いろいろ出て参ります。そのときに、今までの行きがかりから見ますと、また漏れ承る情報などによりますと、二十日過ぎには大へんなことになりそうな気配もあるのではないかと、松岡さんも御存じだと思います。そこで、松岡さんも御存じだと思ひますけれども、そうなりますと、もう委員長もへったくれもないのです。私たちが法案を置きますこの机の上には、男の議員の方は泥くつで上がられるのです。(それは社会党だと呼ぶ者あり)これはどちらとも言いませんけれども、そういった事実には、数の少ない社会党の議員の方が、いかに力で委員長を阻止し、それからあらゆる知恵をしぼりましても、もう二日目、三日目は持たないわけですから、しかもそこへ、いづかも集めたことがあります。五千人の警官でも動員したしたら、これはいやおうなしに、自民党の附帯決議も、問題にならないで通されてしまう危険があるのではないかと思ひなければならぬ段階にあるのであります。

私は、こうしたときに、この間の二十二日のように、議長のおっせんが出て、少なくとも二十日の審議の延長をしたというところは、国民の前に得策であったと思ひます。こういうふうな救済策をもって、原案が通らないように、現実的に乗り越えなければならぬという、きびしい現実の前に立つておられますので、一つ松岡さん、独得のシャープな頭で、お考えがありましたらお聞かせいただきたい。(笑聲)

○松岡公述人 私は一国民でございますから、国会の皆様方が、こうしたらいい、ああしたらいいといううなことを、言う立場にないと思ひます。私たちが国民といたしましては、一票投票するだけでございまして、私たちが、請願という権利を持っております。これは義務だと思っております。そして、これについては、私たちが一ぱい請願していきたいと思ひます。それはすでに五百万からの署名があるというところであります。私たちが、私たちに与えられたその権利と義務の範囲内で、できるだけ外からの世論を盛り上げるように努めます。梶さん、この国会の中でどうか一番いい知恵をお出しになっていただきたいと思ひます。

○堤委員 公述人に聞くことじゃないとおっしゃいますけれども、りっぱな公述人が、やはり建設的な意見を聞かして下さるということが、今の非常に混乱している国会に大きなヒントを与えますので、こういうことを私はお尋ねしたわけです。

その次に、私は福島さんにお尋ねをいたしましたのでございます。いろいろな伺いましたが、この安保体制は、今のところけつこうだ、こういうことだったと思ひます。この新安保条約から起るところの、日本国民が恐怖を持っております危険性については、何もお考えにならないかどうか、お触れにならなかったようでございますので、これは一〇〇%安全だと考えての新安保賛成であるかどうか、ちょっとその点を……

○福島公述人 安保条約は、けつこうであると申し上げたことになっております。それでもよろしいのでございまして、けれども、安保体制けつこうである中し上げた意味は、われわれのこれから国を立てていく上で、こういう世界情勢のもとにおいては、共産陣営に参加するか、中立主義を守るか、あるいは自由諸国間と一緒にやっていくか、この三つの道しかないではないか。四つ目は、まだ発明されておられない。従って、前の二つがだめであれば、自由諸国間との協力関係というところに、国の進路を見出すという現在の状態というものが、妥当なのではないかと申し上げたつもりでございます。ほかに方法があれば別に別な案が出てくるかもしれませんけれども、中立主義、共産圏加入では自由諸国と一緒にはやっていくという方に對抗はできない、こういう意味でございます。また改正されるべき、あるいは改正案として提案されております新安保条約が、日本を戦争に巻き込む危険があるかないか、こういう御趣旨ではないかと思ひますが、私は、現行の安保条約よりはるかに改善されておるのである、その意味での危険性は、世界情勢のことでありまからどういふ事態が起るかわかりませんけれども、共産圏に加入するよりは、あるいは中立主義をとるよりは危険性は少ないと考へております。

○小澤委員長 次に、戸叶里子君。

○戸叶委員 時間が長いようでございますから、簡単に、単刀直入に質問させていただきます。最初、大井先生に伺いたいと思ひますけれども、先生の御意見は、徹底してアメリカの基地が日本にあるために安全だというふうな御意見でございますが、そういうお考えの上でございまして、そういうお考えの上で、私は伺いたいと思ひます。

まず、第一に伺いたいのは、日本の場合、戦争への抑制力という場合には、どのくらいの勢力が一番必要であるとお考えになっていらっしゃるか、これをまず伺いたいと思ひます。

○大井公述人 日本としてどのくらい必要かというのですが、私は、それは分けての抑制力を言っているわけじゃありませんので、日本とアメリカと連合して、そうして、その日本の兵力のみならず、日本の戦略的地位、国力、日本のプレステイジ、威信とでもいいますか、アメリカもそれら全部を総合したもののが抑制力だと考へております。従って、アメリカの背後につながる自由陣営全部も、私はやはり関連してくると思ひます。ただし、日本としましては、私は、大体力、国情に應じてという自衛力にしましては、あれがやはり大体のところでありまして、それを国際情勢と見合せて、国際的な水準を考へながら勘案して持つのが適当ではないか、こういうふうな思ひます。

○戸叶委員 そうしますと、だんだん科学兵器があらちこちで盛んになってくるわけでございます。そうなった場合に、日本の国民を心理的に安心させるような抑制力として、アメリカが日本に対して核兵器というふうなものを持ってきたとしてもそれはいいんだというふうなお考えをお持ちになつていらっしゃるかどうか。

○大井公述人 核兵器の持ち込みのことを言っておられるようでありまして、これはよく国会で議論になりますが、私の考え方を申し上げますと、こうでございまして、核兵器の持ち込みを全然させないというのをはっきりした方が、日本には核兵器戦争の危険があるという考え方でございまして。これは、ちょっとまた心理学的な疑問もありません、皆さんなかなか問題にされるかと思ひますが、これは私のみならず、西欧諸国には私と同じような意見を持っておる軍事専門家がたくさんおります。といひますのは、日本には核兵器が全然ないと仮定しますと、ソ連とその他の国で核兵器を持っている国はあるわけですが、その国は、日本に核兵器をさへ持てくれば一挙に、朝飯前にすぐ取れる、こういう考えがあるわけですから、これを言うにしても、すぐ使えるという考え方を持つわけでありまして。ところが、日本に核兵器を持っていくば、アメリカがこれをまた持てくるとか、これはちょっと不安がある、これはちょっと持つていけないということになる。そこで、日本には核兵器というものはうっかり持つていけない、日本では、たとえば、そういうことのないようにするわけでありまして、日本にそれをアメリカ

カが持つていくならば、核兵器は使わない、従って、これが核兵器を使うというのを相互抑制するわけです。日本にゼロであるならば、抑制力が全然ないわけです。そこに核兵器を導入する。いわゆる真空理論というものがここに戦略的に出てくる。これは私は、皆さん方が考えられることとかなり違ったものを持つておりますので、皆さんどうぞ御研究をお願いしたいと思います。

○戸叶委員 今の御答弁では、自民党の方でも大へんお驚きになった方がたくさんいらっしゃるのじゃないかと思えます。私は、これ以上この問題を進めませんが、先ほどのお話の中で、一つの例を引いておっしゃいました。たとえばとおっしゃっていられたことが、軍事目標として、アメリカならアメリカが二百、ソ連ならソ連が二百というものを備える、そうした場合には、それ以上のものは余剰になってしまふ、だから、そこまではお互いに軍事目標といふことが必要だ、こういうことをおっしゃいました。そこでソ連もアメリカも、私の方は今度これを持つたぞ、私の方は今度これを持つたぞということは、おそろしく言わないと思えます。お互いに秘密でやっておると思えます。そうなるべくと、どうして何とあつてあつちの秘密を知らなければ、こつちの方も向こうに達するものを持つてないじゃないかというように、この間のU2機というように、ものが出てくると思う。U2機というものが日本を基地にして出ていった場合には、どうしてもソ連からそのU2機を追つてきて、基地があるために、

このU2機をたたくという名目で日本の基地がやられる可能性がある、こういう場合は、どういふふうにお考えになりますか。

○大井公連人 お答えします。それだからこそ、私は、国際警察というものが自由にできるように願つておるわけでありまして、それで兵器の進歩、それをよくわからせる。これはすぐわかりますから、お互いにそれがわかつて、両方の科学兵器の進歩も科学技術も両方交流されれば、お互いに進歩が同じような背比べになります。それなら同じことだ、そんな競争をしたってだめだということになるだけでありまして。そこで、これは自然に自己抑制ということ、両方とも軍備競争はだんだんなくなる、やつてもかかれないということになる。そこで、私は、U2機というやうなものは、これを結果的に見れば、やはり国際警察みたいなものが一つ行なわれていたということでありまして。それで、結果からいいますと、こういう緊張を高めたということはありますけれども、この緊張を高めたということとは、何かしらん、こういう時代に何か外科手術をやつた、その結果いい結果が出てくる。だから、これをやつたこととその他は、私は手段として感心しません、悪いと思ひますけれども、ああいうことをしなくともいいように、四巨頭会談何か、これをななるべく早く開くようにしてもらいたい。これは平和を念願する者のすべての共通のことだと思ひます。

それから、もう一つは何でございしたか……
○戸叶委員 大体わかりましたから、けつこうでございします。ただ、大井先

生のおっしゃるように、お互いが秘密をなくして、私の方はこういうものを作つた、お前さんの方もこういうものを作りなさいという形になって、お互いに自己抑制の時代が早くくれば、いろいろな戦争とか、あるいは日米安保条約とか、そんなものは問題にならないわけですね。それまでの段階においていろいろの問題がありますから、私たちがここで議論しているわけですから、私も、そういう理想の上に立つての議論をしていられたいと思ひます、あなたのお考えの上に立つての議論でありまして、どうもこれ以上進めることはできないように思ひます。

松岡さんによつと伺いたいと思ひます。各地を安保の問題でお話しになつていらつしやいます、そこでよくお受けになる質問は、どういふものが一番多くございませうか、ちよつと伺いたいのです。

○松岡公連人 それは条約のいろいろ技術的なこともございしますけれども、安保を勉強してきた人たちが一番受けやすい質問は、どういふふうにして自分たちの意思というものを表示できるだろうか、これがことにこの二、三ヶ月一番大きな質問となつて現われてきております。私たち、もちろん投票はしたのでありますけれども、そのときはこういうふうなことを考へてはいなかった、あるいは、この前の選挙のときには安保が焦点ではなかつたというふうなことから、こうなつてしまつた現在、どういふように意思表示をしたらよいだろうか。それについて、私は、アメリカにも長くおりましたし、戦後イギリスにも行つてみました、アメリカやイギリスの人々という

のは、国会の議員さんと、それから一般の市民というものが非常につながつていふように思ひます。たとえばイギリスなんかでは、自分の選挙区から出ている議員さんのことをマイ・エム・ピーと申します。つまりメンバー・オブ・パースナメント、自分の議員というような表現をいたします。そして、自分の選挙区から出ている人たちに、自分たちから考へて正しくないやうなことをしなさいと電報なり、いろいろな格好ではつきり意思表示をいたします。これはアメリカでもそうでございます。そういったことはまだ日本ではあまりされてないのではありませんけれども、ぜひともしていただきたい。

それから、もう一つは、請願権であります。これは、私たちはぜひこの際十分に行使して、そして、自分たちの役目を果たしたい。ということとは、国民と議会というものがほんとうにながつていかなければ、やはりこれは民主主義ではないというやうな考へをみな持つていられるようでございます。

○戸叶委員 私もアメリカなどの例を見まして、たとえば、税金問題などで奥さんたちがどんだん国会なんかに行つてくやうな例も知つていられるわけでございますけれども、日本もだいたいそういうやうな陳情というものが行なわれてくるやうになりました。けれども、まだ外国なんかの例を見ますと、婦人の場合は非常に少ないと思ひますが、何かそこを妨げるやうなものをお感じになられるかどうかということが一点と、もう一つは、先ほど、よく受ける質問の中で、たとえば選挙などを通して自分たちの意思を表示する、そういうふうな

ことで、安保も、自分たちは選挙で聞かれたんじゃないんだから、やはりもう一度民意を問うべきだというやうな意見は強いかどうか、この点も伺いたいと思ひます。

○松岡公連人 その場合に、最初は、請願というものはしないことなもので、それから、それで大へんおつくだというやうなこともあるやうでございます。それからまた、署名をするというやうなことで、つまり意思表示するというやうなことが、何かそれこそ——たとえば、今まで投書したというやうなこと、それから警察が調べたとか、そういうやうなことをすれば何かこわいことが起こるのじゃないかというやうな、そういう感じがするやうでございます。ですから、この際、何百万もの方々が意思表示していらつしやるので、そういう妨げになるものはだんだんなくなつてきていふと思ひます。

それから、もう一つは解散の問題、これは婦人団体の中ではすでに解散をしていただきたというやうな声明を出したところもあります。私の記憶している限りでは、たとえば、YWCAなんかはそうだったと思ひます。それはやはり私たちの中で、これは民意に問うてもらいたい、つまり、解散はぜひともやってもらいたい、しかし、もし、これが国会の中で皆様がよく御討議下された後に、廃案になるといふやうなことであれば、これにこしたことはないと思ひます。

○戸叶委員 もう一点だけ伺いたいと思ひます。先ほど福島さんも、アメリカは非常にコンセンサスのある国だ

というようなことをおっしゃいましたし、私自身もコンモンセンスのある国民だと思ひますし、また、民主主義の非常に発達しておる国だと思ひます。従つて、ほんとうに真劍になつて私たちが意見を申しますと、確かに耳を傾ける国民だらうと思ひます。そういうふうな意味で、今日この新安保条約が国会に初めて出てきたわけです。今まで議論されていても案がなかったわけです。案ができて初めて出てきて、ここでもいろいろ議論をしておるうちにだんだん問題が多くなつてきて、世論も、これは今考え直すべきだ、急ぐべきじゃないというような声が強くなつてきた。そういうようなことを率直にアメリカに訴えますと、アメリカは聞いてくれるのじゃないかと思ひます。アメリカの国民性からいって、私はそう思ひますが、松岡さんはどうお考えになりますか。

また、事前協議の問題なんかにはいたしましても、事前協議があるのだと一生懸命に政府が説明しましても、一般の婦人たちは、何かしら力関係でやられるのじゃないか、たとえば、共同声明なんかでなくて、もっと条文の中に入れてよかつたじゃないか、こういうようなことも条文に入れなければ日本は承知できないのだというくらいのことでは交渉すれば、アメリカだつて聞かなくはないのじゃないか、そういう国民じゃないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。もっとコンモンセンスと、それから民主主義というものを利用したらいいのじゃないかと思うのです。

○松岡公述人 今まで新聞に出ておりましたアメリカの特派員から打つてき

たものを見ますと、安保条約について知つておる方は非常に少ないようございします。私自身も知人が大へんたくさんおられますので、そういう人たちがこういう問題についていろいろとじつくり話し合ひますと、むしろ、非常にわかりがよいというのか、そういうようなことならば、自分が日本人だつたら、やはり反対するだらうというような方は相当おられます。これはアメリカの場合には、むしろ大へん現実的にものを考える人たちであるし、それからまた、自分の国の利益というものの、つまり、ごく狭い個人的な利益じゃなくて、自分の国の利害関係、利益というものを非常に強く考えておりますから、たとえば、中国との問題にいたしましても、フォードのような人までが、中国との貿易を早く開始しなければならぬというようなことを言つてゐることを聞いておりますし、それから、ことにアメリカのキリスト教関係の団体、その中でもクエーカーの人たち、こういうような人たちは、こういう問題について一生懸命知ろうとしておりますし、現に、この前キリスト教の方々がここで静かな反対のデモをいたしましたときに、アメリカのクエーカー関係の方が一人加わつていらつしたつたのを私事実見ております。そういうように、アメリカの人たちによく私たちの気持ちを訴えて、これがどういうことであるかということを知つてもらへば、むしろ、そうしない方が自分たちと日本の国民との友好関係が続けられるというふうに思う人は、非常に多いのではないかと思ひます。

○戸叶委員 ありがとうございしました。

○小澤委員長 次に、椎熊三郎君。

○椎熊委員 ごく簡単に大内先生に一言お伺ひします。大内先生は、世にいうところの進歩的学者グループの中の有名な方でありますので、あなたの御意見は、私も今日非常に参考になると思ひます。そこで、私、先刻のお話しになりましたうち、一点だけを、さらにちょっと明確に確認しておきたいと思ひますので、お尋ねするのであります。それは、憲法九条の解釈でございます。憲法九条の中に、この国会でも、この委員会でも、自衛権があるかないかということは、かなり憲法制定当時から議論でありましたが、われわれは自衛権はあるのだ、独立国家には自衛権は存在するのだという立場に立つて今日までおるのです。従つて自衛隊もできたわけです。大内先生は、本日のお話によると、自衛権はある、従つて、自衛権というものもあり得るだらう、けれども、それは海外派兵はやつてはならぬのだ、こういうお説のように私は聞きまして。そうすると、その先生の御意見は、われわれが十数年来堅持して参りました憲法九条の解釈と全く一致しておる意見なんです。進歩主義の学者の中で、そういうことを大胆率直に明言された人はそんなに多くございせん。そこで、私は、この御意見は、ほんとうにあなたのような学者の中に、確信を持ってそういうことをこの席上で断言せられる人があるということは、私も、私どもの旧来の考え方非常に自信を深めたわけでございしますから、再びその点を再確認しておきたいのでございします。御迷惑でございします。

○大内公述人 お答えいたします。今

の御質問の通り、その言葉の通り、私は第九条を解釈いたしております。そうして、ただ、もし注釈をつけると、自衛権という言葉それ自身に多少の疑いはあると思ひます。あるいは解釈の仕方があると思ひますが、日本は自衛する力及び方法を持たなければならぬという意味において、第九条はそれを持つことを許しておると思ひます。しかしながら、反対に、外国へ侵略する軍隊を持つことは許さない、こう思つております。それは私の解釈でございしますが、これは個人の解釈ばかりでなしに、私どもが二年來、しよつちゅう集まつて憲法問題を研究しておる、日本憲法学者の多数が集まつておる、その憲法研究会の多くの人がそういう意見であります。(拍手)

○小澤委員長 これにて公述人に対する質疑は終了いたしました。

公述人各位には、御多用中長時間にわたつて御意見の開陳をいただきまして、まことにありがとうございします。厚くお礼申し上げます。(拍手)

明日は、午前十時より引き続き公聴会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時十二分散会